

DISCLOSURE **2009**
SBI Insurance Co., Ltd.

SBI損害保険の現状

SBI損保

ごあいさつ

弊社は、おかげ様で本年（平成21年）1月に開業一周を迎えました。開業より今日まで、順調に業容を拡大できましたのも、ひとえに皆様のご支援の賜と弊社役職員を代表いたしまして心より厚く御礼申し上げます。

当会計年度（平成20年4月～平成21年3月）の金融業界は、サブプライムローン問題に端を発する世界的な金融危機が深刻化し、平成20年9月には大手投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻、時を同じく世界最大規模の保険グループであるアメリカン・インターナショナル・グループ（AIG）が経営難に陥るなど、俗に「百年に一度」といわれる歴史的な危機に見舞われました。わが国の損害保険業界も、台風などの大型自然災害が例年より少ない年であったにもかかわらず、この世界的な金融危機の煽りを受け、株価の下落による保有資産の評価損失、クレジット・デリバティブや金融保証保険に関わる損失等、国内大手7社で合計8,500億円を超える損失を計上するなど、本業における収入保険料の減少とあいまって非常に厳しい経営環境が続いております。

金融危機は、保険業界のみならず実体経済へも多大なマイナスの影響をもたらし、私たちの生活にもその影を落とし始めています。しかしその一方で、景気後退とは裏腹に情報化社会はますます高度化しており、国民生活における情報化の流れは着実に進行しているのです。総務省の公表データによれば平成19年末現在のわが国のインターネット利用者は約8,800万人、利用状況ではパソコンからの物品・サービスの購入経験者が約42%に及んでおり、インターネットはもはや人々の生活において不可欠なインフラとなりました。更に今後はモバイルや地デジなど、来るべきユビキタス情報社会に向けた情報インフラの整備が急速に進んでいくことでしょう。

近年、長引く景気低迷を背景に、家計において支出を見直す傾向が高まっています。インターネットを活用し少しでも割安な商品・サービスを検索して購入する消費者は増加の一途にあります。このように景気の変動と情報化社会の進展は、人々の消費スタイルに劇的な変化をもたらすこととなるでしょう。

SBI損害保険は、SBIグループのもつインターネット事業におけるノウハウやリソースを集結し、平成20年1月に開業しました。実質的な創業一年目となる弊社の当会計年度の業績は、上記のような情勢も背景にあり、創業期にある損害保険会社としては大変順調なスタートとなりました。当該事業年度の正味収入保険料は428百万円（元受正味保険料は1,378百万円）、期末の契約件数は約38,000件と、力強い成長を続けています。

私どもSBI損害保険は、今後もインターネットをはじめとするIT（情報技術）を駆使し、より付加価値の高い損害保険サービスの提供に努めてまいります。常に「顧客中心主義」を貫き、お客様にとって、よりわかりやすく、より身近でより利便性の高い損害保険サービスの提供に努めるとともに、急速に進化する情報化社会において、人々のライフスタイルの変化、リスクの多様化などへお応えすべく、損害保険業界のイノベーターとして革新的なサービスを追及し、社会へ貢献していきたいと考えております。皆様には、引き続きご愛顧およびご支援賜りますよう、お願い申し上げます。

SBI損保

SBI損害保険株式会社
代表取締役社長

城戸博雅

ごあいさつ	1
-------	---

I 会社の概況および組織	
1 代表的な経営指標等	3
2 経営理念	4
3 会社の沿革	4
4 組織	5
5 株主・株式の状況	6
6 役員および従業員の状況	6

II 主要な業務の内容	
1 取扱商品	7
2 各種サービス	8
3 お客様満足度向上への取り組み	9
4 保険のしくみ	16
5 保険約款	16
6 保険料	17
7 保険金のお支払い	17
8 保険募集	18

III 会社の運営	
1 コーポレート・ガバナンス態勢	20
2 内部統制システムの構築	20
3 リスク管理態勢	21
4 法令等遵守の態勢	21
5 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性（第三分野に係るものに限る）	23
6 社外・社内の監査・検査体制	23
7 CSR（企業の社会的責任）	23
8 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）	23
9 反社会的勢力に対する基本方針	27
10 利益相反管理方針	27

IV 主要な業務に関する事項	
1 直近の事業年度における事業の概況	30
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	31
3 直近の事業年度における業務の状況を示す指標等	
1. 主要な業務の状況を示す指標等	32
2. 保険契約に関する指標等	35
3. 経理に関する指標等	37
4. 資産運用に関する指標等	41
5. 特別勘定に関する指標	42

V 直近の2事業年度における財産の状況	
1 計算書類等	
1. 貸借対照表	43
2. 損益計算書	45
3. キャッシュ・フロー計算書	47
4. 損失処理の状況および諸指標	48
5. 株主資本等変動計算書	48
2 リスク管理債権	49
3 債務者区分に基づいて区分された債権	49
4 ソルベンシー・マージン比率	49
5 時価情報等	50
6 監査法人による監査の状況	50

財務諸表の適正性・内部監査の有効性に関する確認書	51
損害保険用語の解説	52

I 会社の概況および組織

1 代表的な経営指標等

項 目	平成19年度	平成20年度	指標の解説
元受正味保険料	5百万円	1,378百万円	ご契約者からお預かりした保険料から諸返戻金を控除した額で損害保険会社の売上規模を示す指標のひとつです。
正味収入保険料	1百万円	428百万円	ご契約者からお預かりした保険料（元受正味保険料）から再保険料を加減した額で損害保険会社の売上規模を示す指標のひとつです。 正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－出再正味保険料
正味損害率	873.1%	45.5%	正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。 正味損害率（%）＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料×100
正味事業費率	11,441.9%	277.7%	正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。 正味事業費率（%）＝（保険引受に係る営業費及び一般管理費＋諸手数料及び集金費）÷正味収入保険料×100
保険引受損失	216百万円	1,310百万円	正味収入保険料等の「保険引受収益」から、保険金・損害調査費等の「保険引受費用」と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支（自賠責保険などに係る法人税相当額等）を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。 保険引受利益（損失）＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支
経常損失	335百万円	165百万円	正味収入保険料、利息及び配当金収入、有価証券売却益等の「経常収益」から、正味支払保険金、有価証券売却損、営業費及び一般管理費等の「経常費用」を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。
当期純損失	351百万円	238百万円	経常利益（経常損失）に特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額等を加減したもので、保険会社の最終的な利益(損失)を示すものです。
ソルベンシー・マージン比率	19,533.5%	5,893.0%	保険会社における保険金の支払余力を示します。保険会社は、保険契約上の責任を果たすための引当として責任準備金を積み立てていますが、予想を超えた保険事故のリスクや、資産運用をめぐるリスクなどが発生した場合に、自己資本や準備金を取崩して対応する必要があります。ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。
総資産額	2,624百万円	3,424百万円	損害保険会社が保有する現金・有価証券・貸付金等の資産の総額で、貸借対照表上の「資産の部合計」であり、損害保険会社の資産規模を示すものです。
純資産額	2,530百万円	2,292百万円	損害保険会社が保有する資産の合計である総資産から、責任準備金等の負債を控除したものであり、貸借対照表上の「純資産の部合計」で、損害保険会社の担保力を示します。
その他有価証券評価差額	－百万円	－百万円	「金融商品に係る会計基準（いわゆる時価会計）」等により、有価証券等を売買目的、満期保有目的、子会社株式および関連会社株式、責任準備金対応債券、その他有価証券に保有目的で分類します。その他有価証券評価差額金は、その他有価証券の時価と取得原価の差額（いわゆる含み損益）から法人税等相当額を控除したものです。
リスク管理債権	該当なし	該当なし	貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに分類されています。
資産の自己査定結果における分類額計	－百万円	－百万円	保有資産を価値の毀損の危険性等に応じて、自己で分類区分をします。債務者の状況及び債権の回収可能性の評価に応じてⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4つに分類し、このうち、何らかの回収の危険性又は価値の毀損の可能性があるⅡ、Ⅲ、Ⅳ分類の合計額です。

2 経営理念

私たちSBI損保は、「より多くのお客さまの生活に、より大きな安心をお届けするために」をミッションに、インターネットを最大限活用し、お客さまによりわかりやすく、身近で、より利便性の高い損害保険サービスを提供すべく、従来の概念にとらわれることなく先進的な「顧客中心主義」のサービスを追求してまいります。

ミッション

より多くのお客さまの生活に、より大きな安心をお届けするために

ビジョン

私たちSBI損保は、インターネットの普及や携帯電話の発達をもたらす新しいライフスタイルの中で、従来の概念にとらわれることなく、わかりやすく、利便性の高い先進的な「顧客中心主義」のサービスを追求してまいります。

4つの基本指針

SBI損保は、インターネットの利便性を最大限活用し、お客さまにとって最適なサービスを提供するために以下の4つの指針を実現してまいります。

合理的な保険料と最適な商品の提供

徹底した業務の効率化により、お客さまの求める保険商品をリーズナブルな保険料で。
SBI損保は、たゆまぬ経営努力により、お客さま一人ひとりのニーズに合った保険サービスを実現いたします。

常にお客さまにとって身近な保険会社であること

いつでも、どこでも安心してご利用いただける保険会社。
SBI損保は、全国対応のサービスネットワークとインターネットを通じた万全のサポート体制を実現し、お客さまにとって身近で信頼される保険会社を目指します。

簡潔でわかりやすいサービスの実現

複雑な保険サービスをわかりやすく、申込やお手続きを簡単・便利に。
SBI損保は、お客さまの視点に立ち、簡単にわかりやすいサービスを実現してまいります。

保険業界のイノベーターであり続けること

利便性の高い先進的な保険サービスの追求と新たな事業への継続的な取り組み。
SBI損保は、常に自己進化を怠らず、新たな保険サービスの創造に挑戦し続けてまいります。

私たちSBI損保は、急速に進化する情報化社会において、ライフスタイルの変化、お客さまニーズの多様化などにお応えすべく、常にお客さまの立場に立った「顧客中心主義」を貫くことで、損害保険事業を通じた社会貢献を実現していきたいと考えております。

3 会社の沿革

2006年 6月	SBIホールディングス株式会社とあいおい損害保険株式会社の共同出資によりSBI損保設立準備株式会社設立 資本の額1億円（うち資本金1億円）
2007年 2月	資本の額を30億円に増資（うち資本金15.5億円、資本準備金14.5億円） ソフトバンク株式会社が新たに出資
2007年12月	損害保険業の免許を取得 商号をSBI損害保険株式会社に変更
2008年 1月	営業を開始

I 会社の概況および組織

4 組織

1. 本社機構

(2009 年 7 月 1 日現在)



2. 店舗所在地

① 本 社

〒106-6018
東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー 18F
電話番号 03-6229-0060 (代表)

② 損害サービス部

〒150-0013
東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号 星和恵比寿ビル 2F
電話番号 03-6859-0711

③ 全国サービスネットワーク

(2009 年 7 月 1 日現在)

損害調査ネットワーク	:全国約190ヵ所
SBI損保安心工場ネットワーク	:全国約710ヵ所
SBI損保安心ロードサービス拠点	:全国約5,500ヵ所

5 株主・株式の状況

1. 基本事項

株主総会開催時期 :毎年4月1日から4ヶ月以内
決算期日 :毎年3月31日
公告方法 :電子公告(※) (※)公告掲載URL (<http://www.sbisonpo.co.jp/koukoku/index.html>)

2. 株式分布状況および株主

(2009 年 3 月 31 日現在)

株主名称	本社住所	持株数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	36,960 株	61.6%
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目 28 番 1 号	20,040 株	33.4%
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号	3,000 株	5.0%

3. 資本金の推移

(2009 年 3 月 31 日現在)

年月日	新株発行数	発行済株式総数	増資額	資本の額
2006年6月	2,000株	2,000株	—	100,000千円
2007年2月	58,000株	60,000株	1,450,000千円	1,550,000千円

6 役員および従業員の状況

1. 役員の状況

役職名	氏名	担当業務	(2009 年 6 月 25 日現在)
代表取締役社長	き ど 城戸 ひろよし 博雅		
代表取締役副社長	おかだ 岡田 まさひろ 匡央	損害サービス部	
取締役	やまざき 山崎 しょういち 昇一	管理本部	
取締役	ふじおか 藤岡 かずのすけ 和之輔	システム部、業務推進部	
取締役(社外)	すみの 住野 あきら 彰	(あいおい損害保険株式会社 事業企画部 理事部長) (あいおい損保CSデスク株式会社 取締役) (アドリック損害保険株式会社 取締役)	
常勤監査役(社外)	はやかわ 早川 ひさし 久		
監査役(社外)	ほった 堀田 よしたか 喜隆	(あいおい損害保険株式会社 経理部 担当部長)	
監査役(社外)	みずたに 水谷 こうじ 幸二	(SBIホールディングス株式会社 金融コングロマリット経営管理室 室長 兼 リスク管理統括部 部長)	

2. 従業員の状況

(2009 年 3 月 31 日現在)

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
従業員数	47 名	64 名	17 名	39.9 歳	1.1 年	5,220 千円

Ⅱ 主要な業務の内容

1 取扱商品

SBI 損保の自動車保険（個人総合自動車保険）

1. ネット損保だからできる「納得価格」

インターネットの利便性を最大限に活用し、業務の効率化とお客さまを直接サポートすることにより削減されたコストを保険料に還元させ、納得の保険料のご提供を実現しています。

2. 合理的な保険料の算出基準

① 「お車の条件」に合わせた保険料設定

車種・型式によって保険料が異なるほか、お車を業務で使用する場合やレジャーで使用する場合など、使用目的によっても保険料が異なります。たとえば、主に土日や祝日にしかお車を使用しない方は、保険料がお安くなります。

② 「お客さまの条件」に合わせた保険料設定

運転者の年齢や運転免許証の色、範囲によって保険料が異なるほか、ノンフリート等級や同居の子供追加担保特約の付帯の有無によっても保険料が異なります。たとえば、ゴールド免許をお持ちの方や運転される方を、「本人・配偶者」などに限定される場合は保険料がお安くなります。

3. 各種割引

① インターネットのお手続きによる割引

インターネットを通じてご契約をお申し込みいただくと保険料を一律5,500円割引きます。さらに、保険証券を不要とした場合は保険料を500円割引きますので、保険料が最大6,000円割引きとなります。

② 「車両の条件」による割引

安全ボディ、ABS、横滑り防止装置、エアバッグ、盗難防止装置などお車の安全装備がある場合やご契約のお車が新車の場合は保険料を割引きます。（一部、割引の対象にならないお車があります。）

4. 万一来るに備える充実した補償

お客さま一人ひとりのニーズに応えるため、個々の補償項目について付帯の有無や金額の設定を自由に組み合わせてご契約いただけます。（※）

（※）対人賠償保険、無保険車傷害危険担保特約、自損事故危険担保特約は付帯必須です。

① 相手の方への補償

● 対人賠償保険

自動車事故により、他人（歩行者、相手の車の搭乗者の方）を死傷させて、法律上の損害賠償責任を負担する場合で、自賠責保険の保険金額を超える部分について保険金をお支払いします。

● 対物賠償保険

ご契約のお車の事故によって、相手の車や自転車、ガードレールや街灯などを壊し、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

② ご自身・搭乗者の方への補償

● 人身傷害補償保険

ご契約のお車の事故によって、乗車中の方が亡くなられた場合やケガをされた場合に保険金をお支払いします。また、記名被保険者とそのご家族の方が歩行中などに自動車事故にあわれた場合も補償の対象となります。

● 無保険車傷害危険担保特約

ご契約のお車に乗車中の方が、保険をつけていない車や、補償内容が不十分な車との事故により、死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

● 自損事故危険担保特約

電柱、ガードレールなどとの衝突事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死傷された場合で、自賠責保険などからの支払いを受けられない場合、かつ、人身傷害補償保険が適用されない場合に保険金をお支払いします。

● 搭乗者傷害保険

ご契約のお車の事故によって、乗車中の方が亡くなったりケガをされた場合、死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金【部位・症状別払】などをお支払いします。

③ ご契約のお車の補償

● 車両保険

ご契約のお車が偶然な事故によって壊れてしまった場合に修理費用から車両免責金額を差し引いた額をお支払いします。（車両保険の保険金額が限度となります。）ただし、実際の修理費が車両保険金額を上回った場合や盗難など修理することができない場合は、車両保険金額を全額お支払いします。また、車両保険のご契約形式は、補償範囲が広い「一般車両」と補償範囲が一部限定された「車対車＋限定A」をご用意しております。

2 各種サービス

安心のサービスをご提供いたします

突然やってくる事故や故障からお客さまをしっかりとサポートし、安心していただけるよういろいろなサービスをご提供いたします。

1. 24時間365日事故受付サービス

24時間365日年中無休で事故受付をいたします。事故受付センターには携帯電話からでもつながりますので、まずはご連絡ください。また、弊社Webサイトのお客さまマイページからオンライン事故報告を行うことも可能です。

『SBI損保安心ホットライン』



フリーコール

0800-2222-581

24時間365日受付 携帯電話・PHSからもご利用になれます。

2. SBI損保安心ロードサービス

SBI損保安心ロードサービスはご契約いただいたすべてのお車について無料でご利用いただけるサービスです。事故や故障により動けなくなったお車をレッカーで移動したり緊急な修理が必要となった時など、全国約5,500カ所（2009年7月現在）のロードサービス拠点からお客さまのもとに駆け付けます。SBI損保安心ロードサービスは迅速かつ万全の体制でお客さまをサポートします。

『SBI損保安心ホットライン』



フリーコール

0800-2222-581

24時間365日受付 携帯電話・PHSからもご利用になれます。

■ SBI 損保 GPS ナビ（位置情報通知）

SBI 損保安心ロードサービスをご利用いただく際、携帯電話の GPS 機能を利用してより正確に現在地をご連絡いただけます（GPS 機能が搭載されていない携帯電話でも、基地局の位置情報をご利用いただき現在地をご連絡いただけます）。このサービスをご利用いただくことで見知らぬ場所でも安心して SBI 損保安心ロードサービスをご利用いただけます。

3. SBI損保安心工場ネットワークサービス

全国約710カ所（2009年7月現在）のSBI損保安心工場ネットワークが万全の体制でお客さまの大切なお車のサポートを行います。事故によりお車の修理が必要な場合には、もよりのSBI損保安心工場をご紹介します。SBI損保安心工場ではお客さまにご満足いただけるよう納車・お引取りの無料サービス、修理期間中の代車無料提供サービス、修理保証サービスといったさまざまなサービスをご用意しております。

4. 安心の事故対応サービス

① 専任スタッフによる示談交渉サービス

対人・対物の賠償事故が発生した場合、人身事故・物損事故それぞれにプロの専任スタッフがチームで連携して対応します。SBI損保がお客さまに代わって示談交渉を行いますのでご安心ください。

② お客さま訪問サービス

死亡事故や入院事故など、突然の交通事故で不安になられているとき、平日、休日を問わずスタッフがお客さまのもとにうかがい、必要な対応や書類についてていねいに説明させていただきます。

③ 被害事故相談サービス

お客さまが被害にあわれた事故に関する相談についても専任スタッフが親身に細やかなアドバイスをさせていただきます。

Ⅱ 主要な業務の内容

5. 迅速なお支払いのためのサービス

① 保険金請求書類省略サービス

車両事故・対物賠償事故に関しては、原則としてお電話により保険金請求の意思を確認させていただき保険金をお支払いします。

② 交通事故証明書取付代行サービス

交通事故証明書の取付が必要な場合には、弊社で取り付けます。

③ 示談書省略サービス

対物賠償事故で、お客さま・相手の方双方が希望された場合、電話による確認をもって示談書を省略して保険金をお支払いします。

④ 診断書省略サービス

搭乗者傷害保険や自損事故保険で、ご請求金額が10万円以下の場合、診断書の取付を省略し、通院日などの申告で保険金をお支払いします。

3 お客さま満足度向上への取り組み

弊社は、お客さまからいただいた声を真摯に受け止め、常にお客さまにとって身近で信頼される保険会社を目指します。

弊社では、お客さまの声に対して、お客さまの立場に立ち、誠意をもって適切かつ迅速に対応し、問題解決に努めます。また、お客さまからいただく声は有益な経営資源として内容の分析を行い、再発防止、商品改良・開発、接遇改善などにつなげ、お客さまの利便性向上、消費者保護に努めます。

1. お客さまの声をお聞きする窓口

■ ご契約に関するご質問・ご連絡などは、 SBI損保サポートデスクにてうけたまわります。	受付時間:AM9:00～PM9:00 12/31～1/3を除きます。 (*) SBI損保サポートデスクの運営は、弊社の募集代理店であるあいおい損保CSデスク(株)が行っております。あいおい損保CSデスク(株)は、弊社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・ご契約内容の変更通知の受領などの業務を行っております。
	
	
	

■ 事故のご連絡または 「SBI損保安心ロードサービス」の受付は、 SBI損保安心ホットラインにてうけたまわります。	受付時間:24時間 365日 (*) 「SBI損保安心ロードサービス」は、弊社の提携会社である(株)安心ダイヤルがご提供します。
	

■ 弊社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は、 SBI損害保険株式会社 お客様サービス部に うけたまわります。	受付時間:平日AM9:00～PM5:00 土日祝および12/31～1/3を除きます。 (*) 音声ガイダンスに従い、2をプッシュしてください。
	

■ さらに弊社では、お客さまからのお問い合わせやご意見をインターネットでもうけたまわります。
詳しくは、弊社Webサイト (<http://www.sbisonpo.co.jp/contact/index.html>) をご参照ください。

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

以下のとおり(社)日本損害保険協会および(財)自賠責保険・共済紛争処理機構、(財)交通事故紛争処理センターでも損害保険にかかわる各種問題の解決が図られております。

「(社)日本損害保険協会の損害保険調停委員会」

日本損害保険協会では、そんがいはけん相談室において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。そんがいはけん相談室は、損害保険会社に苦情の解決を依頼するなど、適正な解決に努めますが、当事者間で問題の解決がつかない場合に対応するため、中立・公正な立場から調停を行う損害保険調停委員会が設けられています。苦情のお申し出から、原則として2ヵ月を経過しても問題が解決しない場合、苦情をお申し出になられた方のご希望により損害保険調停委員会をご利用いただけます。

▶ 詳しくは、同協会のWebサイト (<http://www.sonpo.or.jp>) をご参照ください。

「(財)自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機構として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者などで構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

▶ 詳しくは、自賠責保険・共済紛争処理機構のWebサイト (<http://www.jibai-adr.or.jp>) をご参照ください。

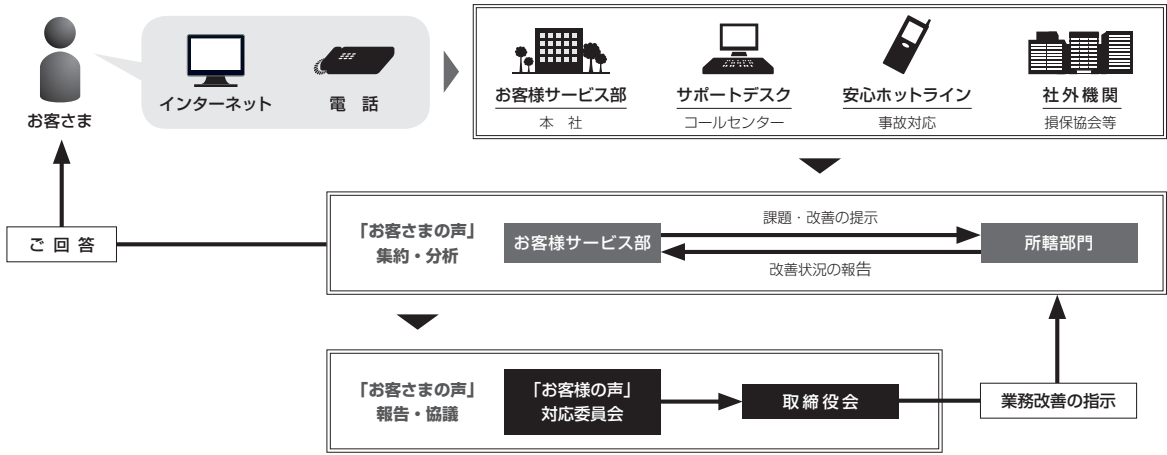
「(財)交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、(財)交通事故紛争処理センターがあります。専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

▶ 詳しくは、同センターのホームページ (<http://www.jcstad.or.jp>) をご参照ください。

2. お客さまの声を大切にさせていただくために

弊社ではインターネットやお電話などからいただいたお客さまの声を集約・分析をし、業務の改善に生かしています。



●各部門における取り組み

お客さまからいただいた声は、お客様サービス部で集約し、お申し出の内容ごとにすべて所轄部門に伝えます。所轄部門では内容について分析・検証を行い、業務の改善に生かしています。また、不適切な対応があった場合は発生原因を究明し、再発防止に向けた改善を迅速に実施いたします。

●「お客様の声」対応委員会

全部門の代表者で構成する「お客様の声」対応委員会を毎月開催し、お客さまからいただいた声を全部門で共有化するとともに、各部門での対応や再発防止に向けた取り組みが適正なものであるかの協議・検証を行っています。

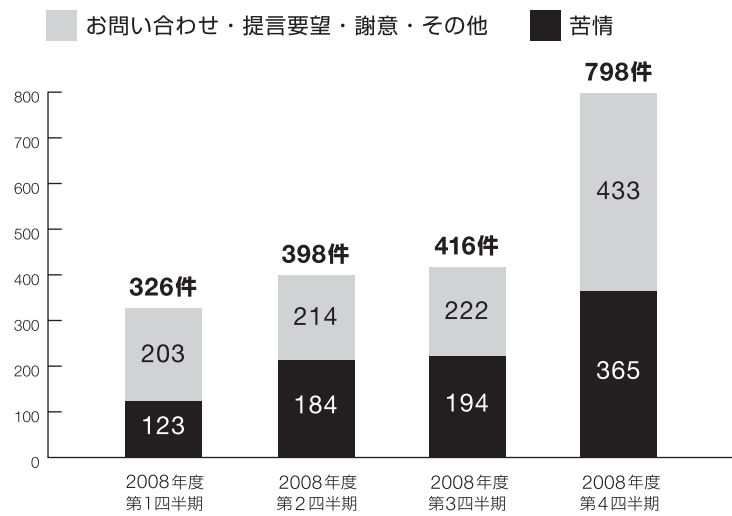
苦情だけではなく、お客さまからいただいたご要望、ご意見、お問い合わせなど全ての声に誠実に対応させていただくために、2009年6月1日より、これまでの「苦情対応委員会」から『「お客様の声」対応委員会』に改組をいたしました。

●取締役会

「お客様の声」対応委員会で報告・協議されたお客さまの声は毎月開催の取締役会で会社として取り組むべき課題について検討しています。

Ⅱ 主要な業務の内容

3. 2008年度の「お客さまの声」の受付状況



4. 「苦情」の定義

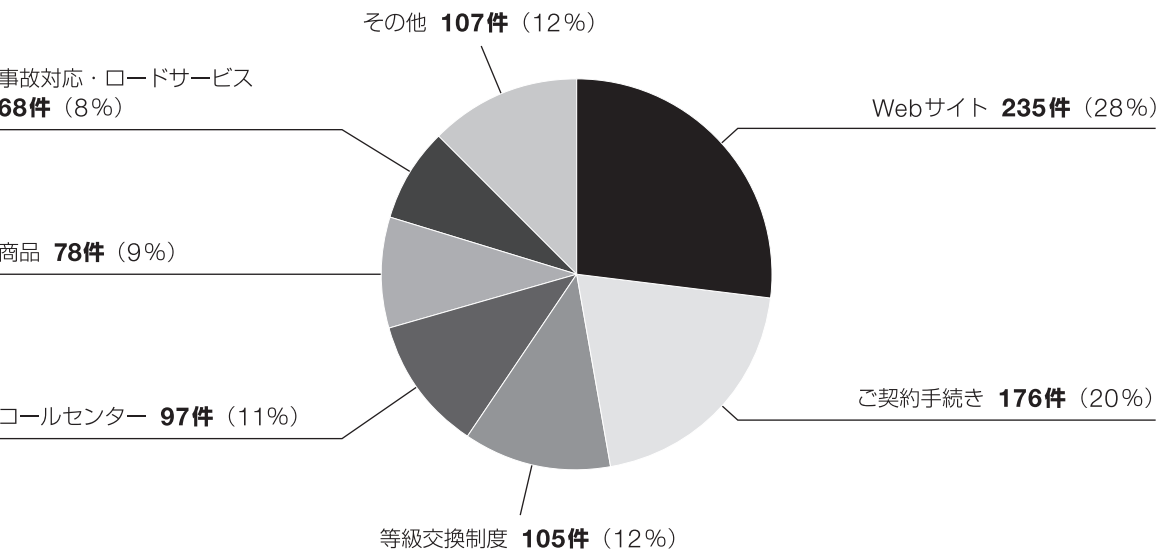
「苦情」とは、手段や媒体を問わず、お客さまからの弊社に対する苦情・苦言、提言・要望などの不満足の表明といたします。

5. 2008年度の「苦情」の受付状況

弊社で受け付けた2008年度の「苦情」の件数は以下のとおりです。

契約・募集行為	契約の管理・ 保全・集金	保険金	その他	合計
540 件	248 件	29 件	49 件	866 件

6. 苦情の内訳



7. お客さまの満足度向上に向けた取り組み

■お客さまの声を生かした取り組みのご紹介

お客さまからお寄せいただいた「お客さまの声」を生かし、業務の改善に取り組んだ主な事例をご紹介します。

① Webサイト

お客さまの声	弊社の対応
Webサイトで補償内容やサービスについて確認していて、わからない言葉を「保険用語辞典」で調べようとしたら、いちいち画面を閉じないと見れなかった。非常に使いづらい。	今、ご覧のページを閉じなくてもいいようにボタンの配置を変更して、別画面で「保険用語辞典」や「よくあるご質問」を確認できるようにしました。
見積画面の言葉がわかりにくいし、何を入力していいかわからない。	「保険用語辞典」を分かりやすくしたり、「よくあるご質問」を充実させるとともに、見積画面の項目にポップアップやリンクを充実させました。
マイページにログインしようとしたが、何度やってもログインできないので、仮パスワードの再発行をしたのに、やはり、マイページにログインできない。一体、どうなってるんだ。	マイページログインの際に間違ったパスワードを4回以上入力されるとロックがかかり、IDがご利用いただけなくなります。一旦、ロックがかかってしまうと仮パスワードを再発行してもマイページにログインできませんでしたが、2009年2月13日より、仮パスワードの再発行と同時にロックが解除されるように改善しました。
一括見積りサイトでは見積りができたのに、マイページにログインして契約しようとしたらMacが使えない。いまだきMacが使えないなんて古すぎる。	インターネットを中心にサービスを提供させていただく保険会社として、幅広いお客さまのパソコン環境にご対応させていただきたいと考えており、今後、Mac環境にも対応する方針です。システムの改修に時間を要するため、2009年度中を目処に対応の準備を進めております。
SBI損保で既に契約をしているのに、「お手続きはお済みですか？」とのメールがきた。ちゃんと契約できているのか心配だ。	複数の見積りをされた場合、その中のひとつをご契約いただいても、その他の見積りに対してメールの配信がおこなわれていました。2009年1月30日より、ご契約をいただいたお客さまのお車について名寄せをし、ご加入をおすすめさせていただくメールが配信されないようシステムを改善しました。
友人の車を運転して事故にあったときに自分の保険が使えるかWebサイトでさがしてみたが、わからなかった。コールセンターに問い合わせると「他車運転危険担保特約」が自動で付帯されているとのことだったが、もっと誰がみてわかるように記載すべきではないか。	お見積りの補償内容確認の際に「他車運転危険担保特約」が付帯されていることが一目でわかるように、リンクをやめてお見積結果画面に直接、表示しました。
インターネット損保なのだから、早くIE8.0に対応すべきだ。	2009年4月24日より、弊社WebサイトでIE8.0をご利用いただけるようになりました。

② ご契約手続き

お客さまの声	弊社の対応
書類を返送しようとしたら、折り曲げないと返信用封筒に入らない。返信用封筒の大きさが小さすぎる。	ご返送いただく書類を折り曲げていただかなくてもいいように返信用封筒のサイズを大きくしました。
保険料の支払に「JCBカード」が使えない。「JCBカード」しか持っていないので使えるようにしてほしい。	<2008年10月30日よりお取扱い開始> 「JCBカード」でも保険料をお支払いいただけるようになりました。お客さまの利便性を高めるために、その他のカードやお支払い方法についても引き続き検討してまいります。
申し込みをしようとしたら保険始期日直前だったので支払方法はクレジットカードしかダメだといわれた。クレジットカードを持っていないので申込ができないじゃないか。	保険始期日直前のお手続きに際して、クレジットカードをお持ちでないお客さまやインターネットでのクレジットカード利用を控えておられるお客さまにもお申し込みいただけるよう、Web画面で表示される受付番号(払込票番号)等をプリントアウトし、その受付番号をコンビニエンスストアに持参することで、お支払いできる「スマートコンビニ払」を2008年11月より開始いたしました。
まだ振込票も到着していないのに「入金をしてください」との電話があった。失礼だ。	保険始期日とお申込日が近い場合、お手元に振込票が届く前にコールセンターよりご入金確認のご連絡をしまうケースがありました。コールセンターからのご入金を確認させていただく手順の見直しをいたしました。

Ⅱ 主要な業務の内容

お客さまの声	弊社の対応
クレジットカードで支払いをしたかったのに自分が持っているカードは使えなかった。もっとクレジットカードの種類を増やしてほしい。	弊社でお取扱いできるクレジットカードを拡大するべく、引き続き検討してまいります。
ポイントがつくと思って今月契約したのに、クレジットカードの請求書が届いたら今月の利用になっていなかった。普通、クレジットカードを使った日が利用日になるのではないか。	弊社ではクレジットカード決済の翌月にクレジットカード会社へ保険料の請求を行っており、お客さまへの請求日につきましては、各クレジットカード会社によって異なりますので恐れ入りますが各クレジットカード会社へご確認いただきますようお願いいたします。なお、お引き落とし日やクレジットカード会社よりお客さまへのご請求タイミング、また、クレジットカードのご利用に伴うポイント等の付帯・反映時期につきまして、誤解が生じないために事前にクレジットカード会社にお問い合わせしていただくよう、弊社Webサイト「よくあるご質問」に掲載しました。
既に保険料の支払いを済ませたのに入金を督促するハガキが届いた。ちゃんと契約できているか不安になる。	大変申し訳ございません。ご契約のお申込みをされ、保険料のお支払いをクレジットカード以外でお支払いされた場合、弊社ではお支払いされた日の2営業日後にお支払いの確認（お客様マイページへの反映）を行わせていただいております。（マイページでは確認まで「申込手続中」と表示されます。）保険料のお支払いをご案内するハガキにつきましては、保険始期日の8日前までに入金の確認が出来ませんと自動的にお送りさせていただいておりますが、上記の「申込手続中」の期間がこの8日前に重なりますと、入れ違いでお支払いをご案内するハガキが、お支払いしていただいたにもかかわらずお手元に届いてしまう場合がございます。何卒ご了承いただきたく存じます。ご契約申込みの状況につきましては、お客さまのマイページでご確認いただくことができますので、ご不安に感じられた際はまずはマイページへアクセスください。また、マイページ以外でも、弊社サポートデスクにお電話をくださいましたらオペレーターがご確認させていただきますので宜しくお願い致します。
Web上で契約内容の変更ができないのは不便だ。	契約内容をご変更いただく際は、内容にかかわらず、書類に署名捺印の上、ご返送いただいておりますが、2009年6月11日より、内容に応じて一部、コールセンターにてお電話によるご変更手続きが可能となりました。Web上での変更手続きにつきましては今後の課題として引き続きシステム開発に取り組んでまいります。

③ ノンフリート等級交換制度

お客さまの声	弊社の対応
「ご契約内容に関するご確認のお願い」の郵便が届いた。契約してから何ヶ月経ってると思うんだ。契約したときにいえばいいじゃないか。	弊社より前保険会社にお客さまのデータについて照会をし、前契約会社より弊社に照合した結果が届くのが早くとも保険始期日より約2～4週経過以降となります。 したがいまして、ご契約手続きのタイミングにもよりますが、お客さまにとっては、契約してからかなりの期間が経過してから連絡があることとなります。 恐れ入りますが、ノンフリート等級情報交換制度の制度上、上記タイミングでのご連絡となりますことを、何卒ご理解ください。
「ご契約内容に関するご確認のお願い」の郵便が届いたが、まるで自分がうその申告をしているような書き方である。気分がわるい。	表現方法につきましては、お客さまからご指摘いただいたご意見をもとに改善をさせていただきました。 専門用語を出来るだけ避け、分かり易い表現にしたり、ご確認いただく項目に○をしていただくよう明記するなど、よりわかりやすい文章に変更をしました。
「ご契約内容に関するご確認のお願い」の郵便が届いたが、自分は入力をまちがった覚えはない。SBI損保が内容を変えたのではないか。	誤入力として特に多いケースは「ノンフリート等級は何等級ですか」「現在ご加入の自動車保険の証券番号」の2つです。 ご加入中の保険会社より届いた案内をご覧になって次年度の等級や証券番号の入力をされた場合に誤入力となってしまいます。 お客さまにとってお間違いになりやすい項目のため、現在の等級・証券番号を入力していただけるようリンクをつけたり注意喚起を追加するなどの改善を行いました。

④ コールセンター

お客さまの声	弊社の対応
以前にコールセンターに問い合わせをした際に事前に必要な書類はないと聞いていたのに、実際に見積りをしたら、お客様の場合は必要な書類があるといわれた。何で初めに言わないんだ。	お客さまよりいただいたご意見・ご要望をオペレーターに伝え、同様のお申し出が発生しないよう、個々に注意を促すことはもちろんですが、オペレーターの研修を行い、全体に周知徹底をするよう努めております。
コールセンターに何度電話してもフリーコールがつかまらない。	お客さまの電話をご使用の環境により、フリーコールにつながらない場合があります。 携帯電話・PHS・自動車電話からもフリーコール（通話料無料）をご利用いただけますので、ご使用された電話機以外（携帯電話等）からおかけ直してください。「よくあるご質問」にもご利用いただけないケースを掲載させていただきます。
一括見積りサイトで見積りをしたら図書券がもらえるとあったが、まだ送られてこない。コールセンターに聞いたら、こちらではわからないと言われた。SBI損保の見積りをとっているのに自分たちのキャンペーンも把握していないのか。	キャンペーンには（1）弊社が実施しているもの（2）弊社代理店が実施しているもの（3）一括見積りサイトが実施しているものがあります。弊社で実施していないキャンペーンにつきましては、弊社では把握しかねますので、キャンペーンを主催している一括見積りサイトのお問合せ窓口へ直接お問い合わせいただくようお願いしております。 なお、お客さまより弊社コールセンターにお問い合わせいただいた際には、キャンペーンの詳細についてはお答えできませんが、各一括見積りサイトのお問合せ窓口の電話番号やメールアドレスをご案内できるように手配をいたしました。

⑤ 商品

お客さまの声	弊社の対応
見積りの際に車両保険をつけたいのに車両保険の設定ができなかった。コールセンターに問い合わせると、車の初度登録が古いため、Webサイトで車両保険の見積りができないとのこと。そんなに古い車ではないと思う。他社では見積りができたのに、車の登録年度によって、インターネットから車両保険の見積りができないのはおかしい。	2009年3月27日より、初度登録から一定の期間が経過したお車につきましてもWeb上で見積りができるようになりました。（ただし、一部のお車を除きます）
これまで自動車保険に入ったことがなく、初めて見積りをしたのに前契約がないと見積もりができなかった。前契約がないと契約できないのか。	2009年1月16日より、前契約がなく、初めて自動車保険にご加入されるお客さまについてもお引き受けを開始いたしました。
1台目は他社で契約している。2台目はSBI損保で契約したい。1台目の車が他社の契約であっても、割引にすべきだと思う。	2台目のお車を新規で自動車保険にお申し込みされる場合、条件を満たしていただければ「複数所有新規」の対象となり、2台目のお車はノンフリート等級 7等級が適用されます。通常は、新規に保険にご加入される場合は6等級が適用されるため、この制度をご利用いただくことで保険料が割安になります。これまでは、1台目のお車が当社のご契約でコールセンターでのみの受付でしたが2009年1月29日より1台目のお車が他社のご契約であっても、またWebサイトからお見積り・お申し込みいただけるようになりました。
保険用語辞典を用意しているのはいいが、内容をみても難しくてよく分からない。保険に詳しくない人が見てもすぐにわかるようにすべきではないか。	2009年4月23日、保険用語辞典のリニューアルを行いました。引き続き、適宜見直しを図っていきます。

Ⅱ 主要な業務の内容

⑥ 事故対応・ロードサービス

お客さまの声	弊社の対応
新しい保険会社なので、万が一、事故にあった場合や車が故障した場合の対応が心配だ。	SBI損保では24時間365日、年中無休でお客さまからの事故やロードサービスのご連絡に備えています。 お客さまの万が一の事故にそなえて、弊社では東京の損害サービスセンターを中心に札幌・仙台・新潟・名古屋・大阪・広島・福岡の全国7箇所に駐在する駐在員および提携ネットワークにより、連携してお客さまの対応にあたらせていただきますので安心ください。 また、ご契約いただいたすべてのお車についてSBI損保安心ロードサービスを無料でご利用いただけます。新たに2008年10月10日より、携帯電話に事前に登録するだけで、旅先などで事故や故障に遭われたときもお客さまの所在地が即時に分かる「SBI損保GPSナビ」を開始いたしました。今後とも、よりお客さまにご安心いただけるよう事故対応体制の充実とともにサービスの拡充に努めてまいります。
担当者の対応が事務的だった。こちらは事故にあって不安なのだから、もっと親身になって対応してもらいたい。	全担当者に事故の解決の事務処理だけでなく、お客さまに安心していただけるよう、また、お客さまの立場に立った親切な対応をおこなうよう、あらためて周知徹底しました。
事故にあったときの対応で、「商品」としての保険の良し悪しが分かると思う。実際に事故にあった契約者が、SBI損保の事故対応をどのように思ったのか、生の声をすべてWebサイトに掲載してほしい。	2009年5月より、事故にあわれたお客さまを対象に、「事故対応アンケート」の実施を開始いたしました。 今後、アンケートの回答結果を含め、より多くのお客さまの声をWebサイトで公開していくことを検討しております。 また、あわせて、弊社保険商品をご検討いただくお客さまに、ご安心、ご納得いただいた上でお申し込みをしていただけるよう、お客さまの声ページの内容拡充についても検討してまいります。
担当者から2週間前に連絡があったきり、連絡がない。マイページの事故進捗情報も更新されていない。いったい、どうなっているのか心配だ。	担当者には厳重に注意をいたしました。今後、このようなことがないように迅速かつ細やかなご連絡とマイページの事故進捗につきましても速やかな更新を徹底してまいります。
土曜日に事故にあった。事故の連絡をすると担当者からの連絡は月曜日になるといわれた。こちらは事故にあって不安なのだから土日も対応してほしい。	土日にご事故のご連絡をいただいた場合、必要に応じて初期対応として事故状況の聴取、事故当事者からの要望に基づき、お相手の方への連絡、代車の手配や病院への連絡を行い、その結果をお客さまへご報告いたします。（事故の内容によりサービスをご提供できない場合もあります） 専任スタッフからのご連絡は翌営業日となりますが、お相手の方への連絡など、その後のご対応につきましては、専任スタッフが責任をもって対応させていただきます。

8. 事故対応サービスを利用されたご契約者へのアンケートを開始いたしました

弊社ではより良い事故対応サービスを提供させていただくために、2009年5月より弊社の事故対応サービスを実際にご利用されたご契約者に対して、Eメール・インターネットを活用したアンケートの取り組みを開始いたしました。
アンケートでいただきましたご意見につきましては、よりお客さまの立場にたったサービスの実現に向けた貴重なご意見として活用させていただきます。
また、よりわかりやすく身近な損害保険会社として、ご契約者にご回答いただいた状況につきましては、弊社Webサイトでの公表を予定しております。

4 保険のしくみ

1. 損害保険制度

損害保険制度とは、偶然の事故による損害を補償するために、多数の人々が統計に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができるしくみです。
このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活の安定を支える社会的機能があります。

2. 保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。したがって、有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有しています。

3. 再保険

台風などの広域大災害が発生すると巨額の保険金支払が予測されるため、保険会社は保険金支払責任の一部を国内外のほかの保険会社に引き受けてもらうことによって、危険の分散を行っています。このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、ほかの保険会社に保険金支払責任を引き受けてもらうことを「出再」、引き受けることを「受再」といいます。

5 保険約款

1. 保険約款の位置づけ

損害保険会社の販売する商品は、保険という無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。
保険約款は基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々のご契約ごとの内容を補完する特約条項から構成されています。
保険約款には、弊社とお客さまとの権利・義務に関する以下の内容が具体的に記載されています。

1. 保険金をお支払いする場合
2. 保険金をお支払いしない場合
3. 告知義務（重要な事項につきご契約時に申し出る義務）
4. 通知義務（重要な事項につきご契約後に変更があった旨を申し出る義務）
5. ご契約が無効、失効、解除となる場合

2. ご契約時の留意事項

保険のご契約に際しては普通保険約款および特約条項の内容およびお申込内容を十分ご確認の上、ご契約いただくことが必要です。もし、お申込内容が事実と相違していた場合は、保険金をお支払いできない場合がございます。

3. 保険約款に関する情報提供方法

ご契約にあたって、十分にご理解いただく必要のある内容については、「契約概要」（特にご確認・ご注意いただきたいことから）、「注意喚起情報」（お客さまにとって不利益になることから）を説明した「重要事項説明書」を作成し、保険約款の重要な事項についてご案内しています。

Ⅱ 主要な業務の内容

6 保険料

1. 保険料の収受・返還

保険料は、弊社所定の払込方法（銀行振込、コンビニエンスストア払、スマートコンビニ払、クレジットカード払）によりお支払いすることができます。保険をお申し込みいただき、保険期間が始まった後でも、保険料をお支払いいただく前に生じた事故については、原則的に保険金のお支払いはできません。

保険期間中に保険契約の内容の変更が生じた時は、追加保険料の請求や保険料の返還を行うことがあります。また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を普通保険約款と特約条項の規定に従いお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、保険約款などをご確認ください。

2. 保険料率

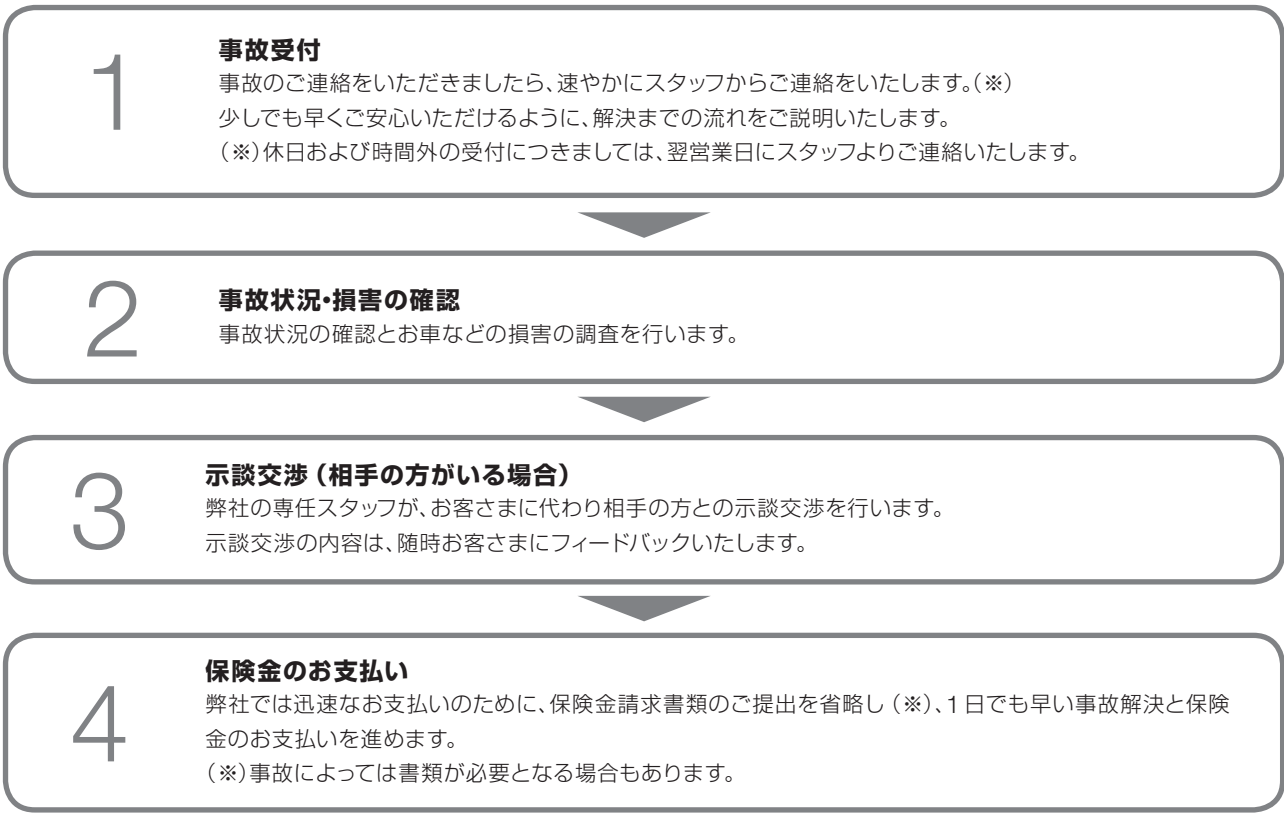
お支払いいただく保険料は純保険料（保険金の支払いに充てられる部分）と付加保険料（保険会社の運営に必要な経費に充てられる部分）から成り立っています。

純保険料の算出根拠となる純保険料率は、弊社が金融庁から認可取得を行った上で適用しています。

7 保険金のお支払い

1. 保険金のお支払いまでの流れ

事故の発生から保険金のお支払いまで、弊社の専任スタッフが親切・ていねいにお客さまをサポートいたします。



2. サービスセンター拠点

弊社の損害サービスセンターの所在地は東京になります。このほか札幌・仙台・新潟・名古屋・大阪・広島・福岡の全国7ヵ所に駐在する駐在員(弊社社員)と連携して万全の事故対応にあたらせていただきます。

8 保険募集

1. 契約締結のしくみ

弊社では主としてインターネットおよび電話を通じて、ご契約の募集ならびにご契約の締結を行っております。

2. 保険募集の種類について

● Webサイトによる募集

弊社WebサイトURL <http://www.sbsonpo.co.jp>

24時間受付可能。

弊社Webサイト上で見積り、ご契約の締結、ご契約内容の確認などが可能です。

● 電話による募集

SBI損保サポートデスク

フリーコール 0800-8888-581

受付時間 :AM9:00～PM9:00 土・日曜日、祝日も対応いたします。（12/31～1/3は除きます。）

3. ご契約の締結について

● ご契約いただく上で特にご確認・ご注意いただきたいことがらを記載した「重要事項説明書」のご確認、およびお申し込みいただく保険契約がお客さまのご希望に沿った内容となっていることの確認や、お引き受けするご契約内容や保険料が適切であることの確認を、Webサイトおよび電話（※）を通じて行っております。

（※）電話での「重要事項説明書」のご確認およびお客さまのご意向の確認にあたりましては、「重要事項説明書」および「ご契約内容兼意向確認ガイド」の送付を行い、お客さまへ最終のご確認を行っております。

● 保険料のお支払いについては、クレジットカード払・コンビニエンスストア払・スマートコンビニ払（※1）・銀行振込の4種類からお選びいただくことができます。また、お申込手続き後、弊社にて保険料の領収の確認ができ次第、速やかに保険証券（※2）を送付します。

（※1）コンビニエンスストア払込票の郵送到着を待たずに、Web画面にて表示される、受付番号（払込票番号）等を、ご選択いただいたコンビニエンスストアにお持ちになり、お支払いいただける便利な方法です。

（※2）証券発行に関する特約を付帯のご契約に関しましては、保険証券を発行しません。弊社Webサイトのマイページにてご契約内容のご確認が可能です。

● SBI損保の自動車保険は保険期間が1年のため、クーリング オフの対象外となっておりますので、あらかじめご了承ください。

4. ご契約内容の確認についての取組みの概要

弊社では、お申し込みいただくご契約がお客さまのご希望に沿った内容となっていることをご確認いただく「ご契約内容確認兼意向確認」を実施しております。

Webサイトによる募集の場合は「ご契約内容兼意向確認画面」により、お客さまへご契約内容の最終のご確認を行っております。

また、電話による募集の場合は「ご契約内容兼意向確認ガイド」の送付を行い、お客さまへご契約内容の最終のご確認を行っております。

5. 代理店について

① 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社との代理店委託契約に基づいて、保険会社に代わって保険募集を行い、保険契約の締結の代理または媒介を行います。

保険契約の勧誘、保険商品の説明、お申込手続きの説明などに加え、お客さまを弊社Webサイトへ誘導させていただくことを主な業務としています。

② 代理店登録

代理店業務を行うためには、保険業法に基づき内閣総理大臣への登録が必要です。

また、代理店で保険の募集に従事する者は、業界共通の「損害保険募集人試験」に合格した上で内閣総理大臣に届出をすることになっています。

③ 代理店教育

弊社では、①商品・販売知識②代理店事務③コンプライアンス④個人情報保護を必須カリキュラムとした研修を実施するなどして、代理店の資質向上を図っています。

6. 弊社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、弊社の勧誘方針を以下のとおり定め、適切な商品の販売活動に努めてまいります。

勧 誘 方 針	
1	保険商品などの販売に際しましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令などを遵守し、適正な販売を心掛けます。
2	お客さまの保険商品などに関する知識、加入目的、財産状況などを総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めてまいります。
3	お客さまからお預かりした個人情報、その他の情報につきましては、的確な管理を行ってまいります。
4	インターネット上の情報提供、広告またはダイレクトメールなどの募集文書は、お客さまにとってわかりやすく、見やすく、そして商品の内容を正しくお伝えできるよう努めてまいります。
5	お電話での対応に関しましては、お客さまそれぞれの目的・ニーズをお伺いし、適切な保険商品のおすすめができるよう努めてまいります。
6	保険事故が発生した場合の保険金のお支払い手続きに際しましては、迅速かつ的確に処理するよう努めてまいります。
7	お客さまからのご照会などにつきましては、親切・丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましては真摯にお聴きし、今後の商品開発・販売方法などの改善に活かしてまいります。
「金融商品の販売等に関する法律」（平成12年法律第101号）の概要については、金融庁のホームページ(http://www.fsa.go.jp/ordinary/kinyuusyohuin/)をご覧ください。	

1 コーポレート・ガバナンス態勢

弊社は機動的な意思決定、業務遂行や財務の健全性などのチェックおよび事業運営に対する監督機能を担保できるよう、下記の態勢を構築しております。

平成21年6月末日現在、株主総会にて選任された5名の取締役からなる取締役会を設置しており、うち1名が社外取締役となっております。原則月1度の定例取締役会に加え、さらに必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また弊社の業務および財産の状況について独立した見地からの監督機能として、株主総会にて選任された3名の監査役からなる監査役会を設置しており、3名全員が社外監査役となっております。

また取締役会にて決定された経営の基本方針などに従い、業務執行について協議する経営会議を設置しております。

2 内部統制システムの構築

弊社では、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項の規程に基づき、平成19年6月27日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。当基本方針については下記のとおりであります。

内部統制システムに関する基本方針
1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (1)当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の属する企業集団の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役職員に徹底させるものとする。 (2)当社の取締役及び使用人は当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。
2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (1)当社は、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録(以下「文書等」という)に記載又は記録して保存し、管理するものとする。 (2)文書等は、取締役又は監査役が、常時閲覧できるものとする。
3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 代表取締役は、当社の業務執行及び当社の属する企業集団の経営理念・ビジョンの推進の妨げとなるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するものとする。
4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、取締役間の権限分掌を適切に定めることによって、効率的な職務の執行を行う体制を構築するものとする。
5 当社、親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は、親会社であるSBIホールディングス株式会社の監査役及び内部監査部門の監査を受けるとともに、当社の内部管理統括責任者と親会社のコンプライアンス担当取締役が情報交換をする機会を設けることによって、課題及び問題の把握に努めるものとする。
6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くことを検討する。
7 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 補助使用人を置く場合は、使用人の異動・評価について、監査役会の同意を得ることとする。
8 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 (1)取締役及び使用人は、次の事項を知ったときは、監査役に報告するものとする。 ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項 ② 重大な法令・定款違反 ③ その他重要な事項 (2)当社は、前項の報告のための情報システムを整備するものとする。
9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 代表取締役は、監査役と随時会合を持ち、経営上の課題及び問題点にかかる情報共有を図るものとする。

Ⅲ 会社の運営

3 リスク管理態勢

損害保険会社経営上のリスクが高度化・複雑化・多様化してきています。そのため、弊社はリスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、リスクの正確な把握・分析・評価と適切な管理・運営につとめ、経営の安定性の確保に努めてまいります。

1. 基本方針

弊社は企業価値の向上を図るために、円滑な企業活動を阻害するリスクを排除するとともに、収益獲得のための過度な運用の抑制などによるリスク管理を行い、経営の安全性を確保するとともにお客さまに対する業務品質の向上および収益性向上をはかるものとします。

2. リスク管理委員会

取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は、リスク管理に係る基本方針・リスク管理諸規程の整備・更新を行い、リスク管理体制・組織の充実を図るとともに、モニタリング機能の強化に取り組み、リスク管理重視の経営強化の協議・推進を図ります。

3. リスク管理担当部室

各種リスクに対しては、それぞれのリスクについて各リスク管理担当部室を設定しています。各リスク管理担当部室は、リスクの実態に応じて計量化し、管理方針を定めリスク管理を行い、リスク管理委員会へ定期的・継続的にレポートを行います。

4. 主要なリスクとその管理体制

① 保険引受リスク

リスクの引受方針は商品開発部門にて決定し、リスクポートフォリオの管理、商品の改廃、引受基準の設定、販売方針の変更、再保険（※）の設計・手配などによりリスクコントロールを行います。

（※）再保険とは、保険会社が保険金支払責任を果たし、事業の安定を図るために、保険金支払責任の全部または一部をほかの保険会社に転嫁し、リスクの平準化・分散化を行うことをいいます。再保険には自社のリスクをほかの保険会社に引き受けてもらうことを意味する出再保険と、ほかの保険会社の保有するリスクを自社が引き受けることを意味する受再保険とがあります。弊社では出再保険を行う場合は、取締役会にて検証することとしています。また、弊社では自賠責保険の共同プールへの参加を除き、受再保険を取り扱っていません。

② 資産運用リスク

経理財務部にて資産運用に係るリスクの所在、種類、負債特性などを把握し、会社全体として許容できるリスク量を鑑みた資産運用目標を設定します。また、定期的に自己資本とリスク量のバランスをモニタリングすることにて資産運用リスクの状況を管理します。

③ オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、保険引受リスクおよび資産運用リスク以外のリスクを包含しています。リスクとしては、事務リスク、システムリスク、自然災害リスク、風評リスク、外部委託リスクなどがあります。

弊社としては、各々のリスクに係る管理規程・マニュアルを整備することなどにより、リスクの管理を行っています。

4 法令等遵守の態勢

弊社は損害保険業の公共的使命を踏まえ、健全かつ公正な経営を旨とし、社会的信頼に積極的に応えるために、法令等遵守（コンプライアンス）の徹底をあらゆる業務運営の基本に位置づけ、厳格に実践してまいります。

法規範遵守の総則

当社社員は、企業理念を踏まえながら、法令を遵守することはもとより、社会規範を尊重し良識ある企業活動を心がけます。

1. 国内外の法令を遵守します。
2. 顧客情報の管理には十分留意します。
3. 企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動します。

コンプライアンス推進体制

① 最高倫理責任者

法令・諸規定等遵守経営の実効性を確保するために、取締役会の決議により、最高倫理責任者を任命しております。最高倫理責任者は、法令などの違反行為に関する調査命令、取締役会審議要請および必要性の生じた場合の社外相談窓口の設置などを行います。

② コンプライアンス統括部

法令等遵守に関する事項のみならず、お客さまの声への対応や代理店の募集に関する指導・監査事項までを含め一元的に管理し、コンプライアンスを推進する部門としてコンプライアンス統括部を設置しています。

③ コンプライアンス委員会

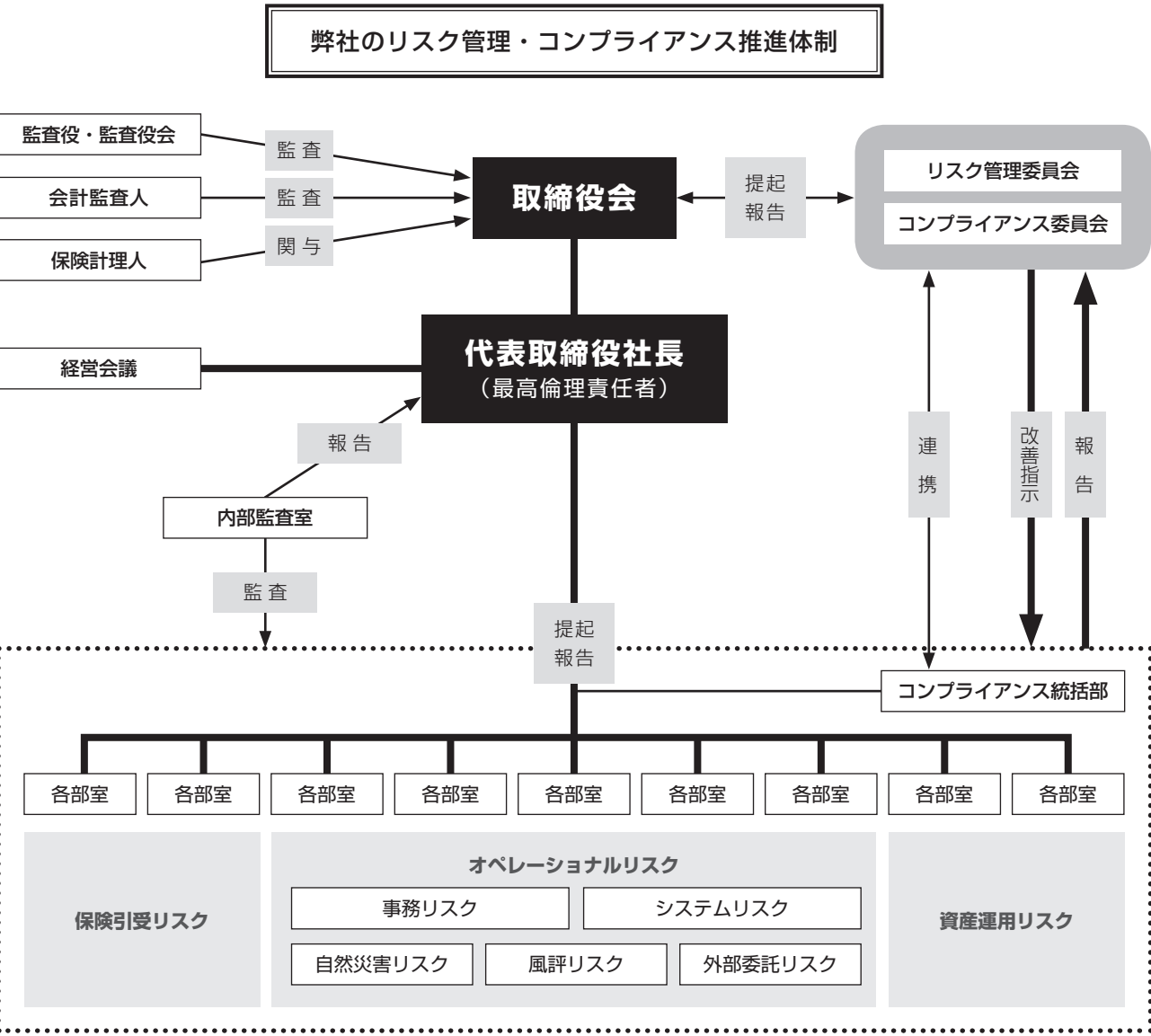
取締役会の諮問機関として、コンプライアンスに係る基本方針・重要な規程の策定、コンプライアンス・プログラムの策定・推進状況の点検管理機能などを担うコンプライアンス委員会を設置しています。

④ コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスに係る全社的かつ具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを毎年度制定しています。全役職員・代理店に対するコンプライアンス教育・研修、情報セキュリティ体制監査、代理店監査、セルフアセスメントなどをコンプライアンス・プログラムに基づき年間を通じて推進しています。

⑤ 内部者通報制度

コンプライアンスに関連する問題が発生したときや発生しそうなときなどに、報告・相談できる制度として内部者通報制度を設けています。



Ⅲ 会社の運営

5

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての
合理性および妥当性（第三分野に係るものに限る）

該当ありません。

6

社外・社内の監査・検査体制

弊社は、保険業法第129条および同法第305条の定めにより、金融庁の検査および財務省財務局の検査を受けることになっています。社外の監査としては、会社法第436条第2項第1号の規程に基づき、計算書類等(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書およびその附属明細書)について、監査法人トーマツの会計監査を受けております。(なお、監査法人トーマツは平成21年7月1日付で有限責任監査法人トーマツに種類の変更をしております)

社内の監査としては、監査役が行う会社法上の監査に加え、ほかの部門から独立した形で内部監査室を設置し、各部門の業務遂行状況などについて、その適正性・実効性を検証・評価しています。

7

CSR（企業の社会的責任）

SBIグループは、CSR（企業の社会的責任）活動に積極的に取り組んでおり、その一つとして「財団法人SBI子ども希望財団」を中核として、児童福祉問題に取り組んでおります。弊社はSBIグループの一員として、SBI子ども希望財団が後援する「オレンジリボン・キャンペーン」(児童虐待防止の社会的啓発運動)に賛同し、役職員一同がオレンジリボンを着用するなど、社内外への普及・啓発活動に取り組んでおります。

8

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

弊社は、「個人情報の保護に関する法律」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に対応し、下記の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を定めております。お預かりしたお客さまの情報については、お客さまの立場に立って適正に取り扱い、安全管理措置を講じ情報漏えい防止に努めてまいります。今後も弊社ならびにグループ会社従業員、代理店、外部委託先に対する指導、教育、監督を徹底し、お客さまの情報保護に全力をあげて取り組んでまいります。

個人情報保護方針

お客さまの情報の取扱いに係る弊社方針

お客さまからご提供いただいた個人情報は、弊社の商品・サービス・情報をご提供するためになくしてはならないものであり、お客さまの情報を安全に管理し適正に利用することが、弊社の重要な社会的責任であると認識しております。

ここに「お客さまの情報の取扱いに係る弊社方針」を定め、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、個人情報の安全管理については金融庁および社団法人日本損害保険協会の実務指針にしたがって、万全を尽くしてまいりますことを宣言いたします。

1

情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

取得に際しましては、インターネット上でお客さまが入力した情報や、お電話や書面などでお伝えいただいた情報について、録音または記録を行うことがあります。

2

情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、次の目的および下記4、5に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲内を超えて利用しません。

また、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、Webサイトなどにより公表します。

- (1)

保険契約の申込みに係る引受けの審査、引受けおよび履行
- (2)

万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い
- (3)

弊社が有する債権の回収
- (4)

再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5)

保険契約に付帯されるサービスの提供
- (6)

保険契約の維持・管理
- (7)

保険制度の健全な運営
- (8)

弊社が取扱う保険商品・サービスに関する情報のご案内
- (9)

各種イベント・キャンペーン・セミナーのご案内、各種情報の提供
- (10)

弊社または弊社代理店が提供する商品・サービスなどに関するアンケートの実施
- (11)

市場調査および保険商品・金融商品・サービスの開発・研究
- (12)

SBIホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書に記載されている子会社および同社の出資比率が40%以上の持分法適用会社（以下グループ会社といいます。）および弊社提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内
- (13)

問い合わせ・依頼などへの対応

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得ることとします。

3

個人データの第三者への提供

弊社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1)

法令に基づく場合
- (2)

弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- (3)

弊社のグループ会社との間で共同利用を行う場合（下記4.グループ会社との共同利用をご覧ください。）
- (4)

損害保険会社などの間で共同利用を行う場合（下記5.情報交換制度などをご覧ください。）

4

グループ会社との共同利用

弊社およびグループ会社の取扱う商品・サービスをご案内または提供するために、弊社を管理責任者としグループ会社との間で個人データを共同利用します。

- 共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。
住所、氏名、電話番号・Eメールアドレス、性別、生年月日、その他ご契約内容

5 情報交換制度など

(1) 損保業界の情報交換制度について

保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社などとの間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用します。詳細(管理責任者、共同利用する項目等)につきましては、社団法人日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

社団法人日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

【所在地】〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地
【電 話】03-3255-1467(受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日を除く。)
ホームページアドレス(http://www.sonpo.or.jp)

損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口

【所在地】〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地
【電 話】03-3233-4141(受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日を除く。)
ホームページアドレス(http://www.nlro.or.jp)

(2) 代理店等情報の確認業務について

弊社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の職員採用などのために、損害保険会社との間で、損害保険代理店などの従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の委託などのために、社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験などの合格者情報に係る個人データを共同利用します。詳細(管理責任者、共同利用する項目等)につきましては、社団法人日本損害保険協会のホームページ(http://www.sonpo.or.jp)をご覧ください。

6 信用情報の取扱い

保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

7 機微(センシティブ)情報の取扱い

弊社は、保険業法施行規則第53条の10および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条に基づき、同法令等に規定されている機微(センシティブ)情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- 保険会社として適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 相続手続を伴う保険金支払事務などの遂行に必要な限りにおいて、機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 保険料収納事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員などの機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 法令などに基づく場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8 個人データの安全管理

個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程などの整備および安全管理措置に係る実施体制の整備など、十分なセキュリティ対策を講じます。また、弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

9 継続的な取り組み

お客さまからご提供いただいた情報の適切な取扱いについては、従業員への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取組んでまいります。あわせて、内部管理責任体制・システムセキュリティなどに関して継続的・恒常的な見直しを図ります。
また、定期的に監査を行い、この方針を実践・遵守するとともにお客さまの情報保護の継続的改善に取組んでまいります。

10 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知・開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知・開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「11.お問い合わせ窓口」までお申し出ください。ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、弊社所定の手数料をいただくことがあります。
弊社が、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。
また、保有個人データについてご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じるようにいたします。

11 お問い合わせ窓口

個人情報の取扱いに関する苦情・ご相談に対し適切・迅速に対応いたします。
弊社の個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談は以下までお問い合わせください。

SBI損害保険株式会社

【電 話】03-6229-0060(本社大代表) ～所管部署をご案内します～
(受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日を除く。)
なお、ご契約内容のお問い合わせにつきましては以下にお願いいたします。
SBI損保サポートデスク 0800-8888-831

弊社は、認定個人情報保護団体である社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

お問い合わせ先

社団法人日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

【所在地】〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地
【電 話】03-3255-1470(受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日を除く。)
ホームページアドレス(http://www.sonpo.or.jp)

9 反社会的勢力に対する基本方針

弊社では、社会の秩序や安全を確保するため、および保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するために、平成20年12月19日開催の取締役会にて「反社会的勢力に対する基本方針」を定めております。当基本方針については下記の通りであります。

1.

反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
2.

反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
3.

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。
4.

反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
5.

いかなる理由があっても、事案を隠べいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
6.

反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。

10 利益相反管理方針

金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内または金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。こうした状況の中で弊社においても、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

弊社は、適切な利益相反管理体制を確保することを目的として、以下の利益相反管理方針を策定いたしました。

利 益 相 反 管 理 方 針
当社は、以下の方針に基づき、当社または当社の親金融機関等（以下「当社グループ会社」といいます。）が行う保険関連業務、金融商品関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。
1 法令等の遵守 当社および当社グループ会社は、利益相反について定められた法令、指針、社内規程等を遵守します。
2 利益相反のおそれのある取引の類型・特定のプロセス （1）対象取引 本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当社または当社グループ会社（別表に定義します。）が行う取引において、当社または当社グループ会社が行う保険関連業務または金融商品関連業務に係るお客さまの利益を不当に害するおそれのある取引です。 保険関連業務とは、保険会社が行うことができる業務をいいます。金融商品関連業務とは、金融商品取引法上の登録金融機関として行うことができる業務をいいます。

（2）判断する事情 「利益相反のおそれのある取引」に該当するか否かを特定する上においては、以下の事情を検討いたしますが、これらに限りません。 • お客さまが自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合 • お客さまの犠牲により、当社または当社関係者が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性のある場合 • お客さまとの取引の結果、お客さまの利益とは明確に区別される利益を取得する場合 • お客さまの利益よりも他のお客さまを優先する経済的その他の誘因がある場合 • お客さまと同一の業務を行っている場合 • お客さま以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨もしくはサービスの形で誘因を得る場合、または将来得ることになる場合 なお、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社および当社グループ会社のレピュテーションに対する影響がないか等の事情も総合的に考慮いたします。 保険業法、金融商品取引法その他の法令上で禁止されている行為は「利益相反のおそれのある取引」に該当するもの以外は本方針の対象となっておりません。
（3）具体例 「利益相反のおそれのある取引」の取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。 ・優越的地位の濫用や特別利益の提供等の問題が生じるおそれのある取引 ・適合性の原則を無視した勧誘・販売 ・インサイダー取引等、お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して利益を得るおそれのある取引
（4）利益相反のおそれのある取引の特定のプロセス ①営業部門の役職員は、顧客との間の取引により取得した情報に照らして、上記（3）の類型に該当するおそれがあると判断した場合は、直ちに、営業部門の管理担当者および利益相反管理統括部門であるコンプライアンス統括部に報告することを要します。 ②当該営業部門と顧客との間の利益相反が問題となる定型的な判断が可能である場合については、営業部門の役職員のみの判断で、「利益相反のおそれのある取引」の「特定」およびその「管理方法」の選定が可能です。 この場合であっても、コンプライアンス統括部または営業部門の管理担当者から「利益相反のおそれのある取引」の「特定」または「管理方法」の指示があった場合には、それに従うこととします。また、「利益相反のおそれのある取引」に該当する場合にも、それに従うこととします。また、「利益相反のおそれのある取引」に該当するか、または、その「管理方法」について不安がある場合は、コンプライアンス統括部または営業部門の管理担当者の判断を仰ぐこととします。 ③上記②以外の場合は、利益相反管理統括部門であるコンプライアンス統括部において「利益相反のおそれのある取引」の「特定」およびその「管理方法」の選定を行いますので、それに従うことを要します。 利益相反のおそれのある取引の管理に関して、利益相反管理統括部門と営業部門の意見が対立する場合は、利益相反管理統括部門の判断が優先することとします。
3 利益相反管理の対象となる会社の範囲 上記2.（1）のとおり、対象取引は、当社または当社の親金融機関等もしくは子金融機関等が行う取引です。 「親金融機関等」とは、当社の①親法人等、②親法人等の子法人等、③親法人等の関連法人等、④特定個人株主に係る子法人等・関連法人等のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者、外国保険会社等、少額短期保険業者、長期信用銀行、一定の協同組織金融機関、金銭の貸付または金銭の貸借の媒介を業として行う者ならびに外国の法令に準拠して外国において銀行業、金融商品取引業または保険業を行う者をいいます。 「子金融機関等」とは、当社の①子法人等、または②関連法人等のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者、外国保険会社等、少額短期保険業者、長期信用銀行、一定の協同組織金融機関、金銭の貸付または金銭の貸借の媒介を業として行う者ならびに外国の法令に準拠して外国において銀行業、金融商品取引業または保険業を行う者をいいます。 2009年5月26日現在、別表に掲げる会社が、当社の「親金融機関等」および「子金融機関等」に該当します。

IV 主要な業務に関する事項

1 直近の事業年度における事業の概況

【事業および成果の概況】

平成20年1月16日に営業を開始した弊社におきましては、インターネットを最大限に活用したダイレクト（直販型）損害保険会社として、営業コストを徹底的に抑えた事業モデルの構築、低い保険料水準など、お客様にとってより魅力のある保険商品・サービスの開発・提供に注力してまいりました。主な営業施策としては、インターネット販売チャネルの拡大を図るため、国内大手比較・一括見積りサイト数社と提携し、商品掲載を開始したほか、その他有力サイトとの代理店契約の締結を進めました。また、サービス面でも平成20年8月に弊社ウェブサイトを更新し、画面の見易さや操作の容易さに改善を加えるとともに、FAQ（よくある質問）や保険用語集などのコンテンツも大幅に充実させました。平成20年10月には、携帯電話のGPS機能を使って事故発生の際に契約者が自分の位置情報をサポートセンターに即時送信できる「SBI損保GPSナビ」のサービスを開始し、事故対応サービスにおいても充実を図りました。平成21年1月には、いわゆる純新規（前保険契約のない）のお客様の引受けを開始し、保険引受け基準の緩和を実施いたしました。これらの結果、当期の業績は経常収益433百万円、経常費用598百万円となり、経常損失は165百万円となりました。経常損失に特別損失、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を加減した当期純損失は238百万円となりました。

【保険引受の概況】

当期の保険引受収益にあたる正味収入保険料は428百万円、保険引受費用のうち正味支払保険金は75百万円、損害調査費は119百万円、正味損害率は45.5%となりました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は1,399百万円、正味事業費率は277.7%となりました。これに支払備金繰入額、責任準備金繰入額などを加減した保険引受損失は、1,310百万円となりました。

【資産運用の概況】

当期末の総資産は3,424百万円、運用資産は1,367百万円であります。運用資産のうち1,354百万円を銀行預金で運用しており、当期の利息及び配当金収入は4百万円となりました。銀行預金以外の資産運用につきましては、安全性・流動性を鑑みながら今後検討いたします。

【弊社が対処すべき課題】

弊社は創業間もない損害保険会社として、従来にない、お客様にとってより利便性の高い保険商品・サービスの開発・提供に努めるかたわら、早期に事業採算性を実現し、磐石な事業基盤を構築するため、「契約者数の増加による収入保険料の増大」と「経営品質の向上」を目指しており、以下の項目を特に重要な経営課題であると認識しております。

1. 「お客様から選ばれるネット損保」に向けた運営態勢の構築

・システムの運営ならびに開発における柔軟性・拡張性の向上

・事故対応およびカスタマー・サポート態勢の一層の強化

2. 販売チャネルの拡充およびマーケティング力の強化

3. 社内管理態勢の強化

4. 保険法施行および保険約款の平明化への対応

5. 人材の確保

4 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反となるおそれのある取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、必ずしも下記の措置が採られるとは限りません。）

- 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- 対象取引または当該お客さまとの取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当社または当社グループ会社が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

5 利益相反管理体制

（1）利益相反管理統括責任者および利益相反管理統括部門の設置

当社は、利益相反管理統括責任者および利益相反管理統括部門を設置します。
利益相反管理統括部門はいかなる他の部門の責任者からも具体的な業務について指示を受けません。
利益相反管理統括部門は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括します。

（2）利益相反管理統括部門の責務

利益相反管理統括部門は、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性について定期的に適切に検証を行い、改善します。
利益相反管理統括部門は、当社グループ会社の取引を含め、利益相反のおそれのある取引の管理に必要な情報を集約します。
利益相反管理統括部門は、当社および当社グループ会社の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた業務運営の手續きに関する研修を定期的実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底します。

（3）内部監査室による内部監査

当社の内部監査室は、利益相反管理統括部門をはじめ、利益相反管理に係る人的構成および業務運営体制について、定期的に検証します。

当社グループ会社の範囲の一覧表

2009年5月26日現在

1	株式会社SBI証券	16	SBIインキュベーション株式会社
2	SBIジャパンネクスト証券株式会社	17	SBIキャピタルソリューションズ株式会社
3	SBIフューチャーズ株式会社	18	イー・リサーチ株式会社
4	住信SBIネット銀行株式会社	19	SBI Value Up Fund1号投資事業有限責任組合
5	SBIアクサ生命保険株式会社	20	SBIアートフォリオ株式会社
6	SBIアセットマネジメント株式会社	21	パートナーズ・インベストメント株式会社
7	SBI Fund Management Company S.A.	22	SBIカード株式会社
8	SBIエステートマネジメント株式会社	23	SBIプロパティ・アドバイザーズ株式会社
9	SBIプランナーズ株式会社	24	SBIメザニンファンド2号投資事業有限責任組合
10	株式会社リビングコーポレーション	25	SBIモーゲージ株式会社
11	SBIキャピタル株式会社	26	SBIリース株式会社
12	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	27	株式会社セムコーポレーション
13	モーニングスター株式会社	28	SBIレセプト株式会社
14	SBIホールディングス株式会社	29	首都圏企業再生ファンド投資事業有限責任組合
15	SBIインベストメント株式会社	30	東西アセット・マネジメント株式会社

IV 主要な業務に関する事項

平成20年度決算のしくみ (単位：百万円)

経常収益	433	—	経常費用	598
保険引受収益	428		保険引受費用	340
資産運用収益	4		営業費及び一般管理費	1,399
その他経常収益	0		その他経常費用	165
			保険業法第 113 条繰延額	△ 1,305
経常損失			165	
+				
特別損失			26	
+				
法人税及び住民税、法人税等調整額			46	
当期純損失			238	

2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)					
年 度 項 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
正味収入保険料	—	—	—	1	428
経常収益	—	—	0	7	433
経常損失	—	—	115	335	165
当期純損失	—	—	117	351	238
資本金	—	—	1,550	1,550	1,550
(発行済株式総数)	—	—	(60,000株)	(60,000株)	(60,000株)
純資産額	—	—	2,882	2,530	2,292
総資産額	—	—	2,907	2,624	3,424
特別勘定又は積立勘定 として経理された資産額	—	—	—	—	—
責任準備金残高	—	—	—	1	304
貸付金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	—	—	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	—	—	19,404.3%	19,533.5%	5,893.0%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	—	—	5名	47名	64名

(注) 1. 平成18年度はSBI損保設立準備株式会社の数値であります。

3 直近の事業年度における業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料										(単位:百万円)
種 目	年 度	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%	
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車	—	—	—	1	100.0	—	413	96.3	23,448.7	
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	15	3.7	—	
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
合計	—	—	—	1	100.0	—	428	100.0	24,347.8	

(注) 正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料										(単位:百万円)
種 目	年 度	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災		—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車		—	—	—	5	100.0	—	1,378	100.0	23,274.7
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計		—	—	—	5	100.0	—	1,378	100.0	23,274.7

(注)元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

③ 受再正味保険料										(単位:百万円)
種 目	年 度	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災		—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	15	100.0	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計		—	—	—	—	—	—	15	100.0	—

(注)受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

IV 主要な業務に関する事項

④ 支払再保険料 (単位:百万円)

年 度 種 目	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災	－	－	－	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自動車	－	－	－	4	100.0	－	965	100.0	23,201.1
自動車損害賠償責任	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
合計	－	－	－	4	100.0	－	965	100.0	23,201.1

(注)支払再保険料とは、再保険料から再保険戻戻金及びその他の再保険収入を控除したものをいいます。

⑤ 解約返戻金 (単位:百万円)

年 度 種 目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火災	－	－	－
海上	－	－	－
傷害	－	－	－
自動車	－	－	3
自動車損害賠償責任	－	－	0
その他	－	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)
合計	－	－	3

(注)解約返戻金とは、元受解約返戻金及び受再解約返戻金の合計額をいいます。

⑥ 保険引受利益 (単位:百万円)

年 度 種 目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保険引受収益	－	1	428
保険引受費用	－	15	340
営業費及び一般管理費	－	202	1,399
その他収支	－	－	0
保険引受利益	－	△ 216	△ 1,310

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。

【保険種目別保険引受利益】 (単位:百万円)

年 度 種 目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火災	－	－	－
海上	－	－	－
傷害	－	－	－
自動車	－	△ 216	△ 1,310
自動車損害賠償責任	－	－	0
その他	－	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)
合計	－	△ 216	△ 1,310

⑦ 正味支払保険金・正味損害率 (単位:百万円)

年 度 種 目	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	金額	構成比%	正味損害率%	金額	構成比%	正味損害率%	金額	構成比%	正味損害率%
火災	－	－	－	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自動車	－	－	－	－	－	873.1	75	99.6	47.2
自動車損害賠償責任	－	－	－	－	－	－	0	0.4	2.1
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
合計	－	－	－	－	－	873.1	75	100.0	45.5

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料×100

⑧ 元受正味保険金 (単位:百万円)

年 度 種 目	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
火災	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－
自動車	－	－	－	－	250	100.0
自動車損害賠償責任	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
合計	－	－	－	－	250	100.0

(注)元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

⑨ 受再正味保険金 (単位:百万円)

年 度 種 目	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
火災	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－
自動車	－	－	－	－	－	－
自動車損害賠償責任	－	－	－	－	0	100.0
その他	－	－	－	－	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
合計	－	－	－	－	0	100.0

(注)受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

⑩ 回収再保険金 (単位: 百万円)

年 度 種 目	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	金額	構成比 %	金額	構成比 %	金額	構成比 %
火災	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－
自動車	－	－	－	－	175	100.0
自動車損害賠償責任	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
合計	－	－	－	－	175	100.0

(注)回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

IV 主要な業務に関する事項

2. 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金				該当ありません。
② 正味事業費率				(単位:百万円)
区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保険引受に係る事業費		－	200	1,191
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)		－	202	1,399
(諸手数料及び集金費)		－	△ 1	△ 207
正味事業費率		－	11,441.9%	277.7%
(注) 正味事業費率＝保険引受に係る事業費(※)÷正味収入保険料×100 (※)諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費				

③ 正味損害率、正味事業費率及びその合算率										(単位:%)
種 目	平成18年度			平成19年度			平成20年度			
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	
火災	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
海上	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
傷害	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
自動車	－	－	－	873.1	11,441.9	12,315.0	47.2	277.7	324.9	
自動車損害賠償責任	－	－	－	－	－	－	2.1	－	2.1	
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	
合計	－	－	－	873.1	11,441.9	12,315.0	45.5	277.7	323.3	
(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料 2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料 3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率										

④ 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率										(単位:%)
種 目	平成18年度			平成19年度			平成20年度			
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	
火災	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
海上	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
傷害	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
自動車	－	－	－	15,858.4	207,829.9	223,688.4	103.0	230.0	333.0	
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	
合計	－	－	－	15,858.4	207,829.9	223,688.4	103.0	230.0	333.0	
(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。 2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料 3. 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料 4. 合算率＝発生損害率＋事業費率 5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額 6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額 7. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。										

⑤ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合			
区 分	18 年度	19 年度	20 年度
国内契約	－ %	100%	100%
海外契約	－ %	－ %	－ %

⑥ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合		
年度	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の出再先に集中している割合
19 年度	－ (－)	－ % (－ %)
20 年度	1 (－)	100.0% (－ %)
(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。 2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)		

⑦ 出再保険料の格付ごとの割合					
年度	格付区分	A 以上	BBB 以上	その他 (格付なし・不明・BB 以下)	合計
19 年度	出再保険料における、格付毎の割合	－ % (－ %)	－ % (－ %)	－ % (－ %)	－ % (－ %)
20 年度	出再保険料における、格付毎の割合	100.0% (－ %)	－ % (－ %)	－ % (－ %)	100.0% (－ %)
(注) 1. 特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。 格付区分は、S&P 社の格付を使用しています。 2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)					

⑧ 未収再保険金の推移				(単位:百万円)
種目計	18 年度	19 年度	20 年度	
1 年度開始時の未収再保険金	－	－	－	
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	(－)	(－)	(－)	
3 当該年度回収等	－	－	76	
4 1 + 2 - 3 = 年度末の未収再保険金	(－)	(－)	(－)	
(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。 2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しております。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)				

IV 主要な業務に関する事項

3. 経理に関する指標等

① 支払備金及び責任準備金の額

【支払備金】

(単位：百万円)

年 度 種 目	平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年度末
火災	－	－	－
海上	－	－	－
傷害	－	－	－
自動車	－	0	48
自動車損害賠償責任	－	－	1
その他	－	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)
合計	－	0	50

期首時点支払備金（見積み額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積み差額
平成 19 年度	－	－	－	－
平成 20 年度	0	－	－	0

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
3. 当期把握見積み差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積み額の推移表

○ 自動車

(単位：百万円)

事故発生年度	平成 19 年度			平成 20 年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	0		413		
	1 年後	0	0.00	0		
	2 年後					
	3 年後					
	4 年後					
最終損害見積み額			0			413
累計保険金			－			250
支払備金			0			162

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度 1 年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度 1 年間で変動した額を記載しております。
4. 「累計保険金＋支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当がありません。

○ 傷 害	該当ありません。
○ 賠償責任	該当ありません。

【責任準備金】

(単位：百万円)

年 度 種 目	平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年度末
火災	－	－	－
海上	－	－	－
傷害	－	－	－
自動車	－	1	290
自動車損害賠償責任	－	－	14
その他	－	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)
合計	－	1	304

責任準備金の内訳
<平成 19 年度末>

(単位：百万円)

内 訳 種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	計
火災	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－
自動車	1	0	－	－	－	1
自動車損害賠償責任	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
合計	1	0	－	－	－	1

<平成 20 年度末>

(単位：百万円)

内 訳 種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	計
火災	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－
自動車	276	13	－	－	－	290
自動車損害賠償責任	14	－	－	－	－	14
その他	－	－	－	－	－	－
(うち賠償責任)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(うち信用・保証)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
合計	291	13	－	－	－	304

② 責任準備金積立水準

当社が取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第I号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式及び積立率の記載をしておりません。

IV 主要な業務に関する事項

③ 引当金明細表

<平成 19 年度>

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年度末 残 高	平成 19 年度 増加額	平成 19 年度減少額		平成 19 年度末 残 高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	－	－	－	－
	個別貸倒引当金	－	－	－	－
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－
退職給付引当金					
賞与引当金					
価格変動準備金					
合計					

<平成 20 年度>

(単位：百万円)

区 分	平成 19 年度末 残 高	平成 20 年度 増加額	平成 20 年度減少額		平成 20 年度末 残 高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	－	－	－	－
	個別貸倒引当金	－	－	－	－
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－
退職給付引当金					
賞与引当金					
価格変動準備金					
合計					

④ 貸付金償却

該当ありません。

⑤ 資本金等明細表（含む利益準備金及び任意積立金）

<平成 19 年度>

(単位：百万円)

区 分		平成 18 年度末 残 高	平成 19 年度 増加額	平成 19 年度 減少額	平成 19 年度末 残 高
資本金		1,550	－	－	1,550
うち 既発行株式	普通株式	(60,000 株) 1,550	(－株) －	(－株) －	(60,000 株) 1,550
	合計	(60,000 株) 1,550	(－株) －	(－株) －	(60,000 株) 1,550
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	1,450	－	－	1,450
	(その他資本剰余金)	－	－	－	－
	合計	1,450	－	－	1,450
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	－	－	－	－
	(任意積立金)	－	－	－	－
	合計	－	－	－	－

<平成 20 年度>

(単位：百万円)

区 分		平成 19 年度末 残 高	平成 20 年度 増加額	平成 20 年度 減少額	平成 20 年度末 残 高
資本金		1,550	－	－	1,550
うち 既発行株式	普通株式	(60,000 株) 1,550	(－株) －	(－株) －	(60,000 株) 1,550
	合計	(60,000 株) 1,550	(－株) －	(－株) －	(60,000 株) 1,550
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	1,450	－	－	1,450
	(その他資本剰余金)	－	－	－	－
	合計	1,450	－	－	1,450
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	－	－	－	－
	(任意積立金)	－	－	－	－
	合計	－	－	－	－

⑥ 損害率の上昇に対する経常損失の変動

<平成 19 年度>

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が 1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料× 1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。
経常損失の増加額	0 百万円

<平成 20 年度>

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が 1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料× 1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。
経常損失の増加額	1 百万円

(注) 1. 異常危険準備金の取崩額はありません。
2. 自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

⑦ 事業費

(単位：百万円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
人件費	37	176	229
物件費	61	346	1,282
税金	5	1	6
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	－	－	－
保険契約者保護機構に対する負担金	－	－	0
諸手数料及び集金費	－	△ 1	△ 207
合計	104	523	1,311

IV 主要な業務に関する事項

4. 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況 (単位：百万円)

年 度 区 分	平成 18 年度末		平成 19 年度末		平成 20 年度末	
	金額	構成比 %	金額	構成比 %	金額	構成比 %
預貯金	2,884	99.2	2,328	88.8	1,354	39.6
コールローン	－	－	－	－	－	－
買現先勘定	－	－	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－
商品有価証券	－	－	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－	－	－
有価証券	－	－	－	－	－	－
貸付金	－	－	－	－	－	－
土地・建物	4	0.2	11	0.4	12	0.4
運用資産計	2,889	99.4	2,340	89.2	1,367.0	39.9
総資産	2,907	100.0	2,624	100.0	3,424	100.0

② 利息配当収入の額および運用利回り (単位：百万円)

年 度 区 分	平成 18 年度末		平成 19 年度末		平成 20 年度末	
	金額	利回り %	金額	利回り %	金額	利回り %
預貯金	0	0.01	5	0.21	4	0.24
コールローン	－	－	－	－	－	－
買現先勘定	－	－	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－
商品有価証券	－	－	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－	－	－
有価証券	－	－	－	－	－	－
貸付金	－	－	－	－	－	－
土地・建物	－	－	－	－	－	－
小計	0	0.01	5	0.21	4	0.24
その他	－		－		－	
合計	0		5		4	

③ 海外投融資残高及び海外投融資利回り 該当ありません。

④ 商品有価証券の平均残高及び売買高 該当ありません。

⑤ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比 該当ありません。

⑥ 保有有価証券利回り 該当ありません。

⑦ 有価証券の種類別の残存期間別残高 該当ありません。

⑧ 業種別保有株式の額 該当ありません。

⑨ 貸付金の残存期間別の残高 該当ありません。

⑩ 担保別貸付金残高 該当ありません。

⑪ 使途別の貸付金残高及び構成比 該当ありません。

⑫ 業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合 該当ありません。

⑬ 規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合 該当ありません。

⑭ 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高 (単位：百万円)

年 度 区 分	平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年度末
土 地	－	－	－
営業用	－	－	－
賃貸用	－	－	－
建 物	4	11	12
営業用	4	11	12
賃貸用	－	－	－
建設仮勘定	－	－	－
営業用	－	－	－
賃貸用	－	－	－
合 計	4	11	12
営業用	4	11	12
賃貸用	－	－	－
その他の有形固定資産	1	36	12
有形固定資産合計	5	48	25

5. 特別勘定に関する指標

① 特別勘定資産残高 該当ありません。

② 特別勘定資産 該当ありません。

③ 特別勘定の運用収支 該当ありません。

V 直近の2事業年度における財産の状況

1 計算書類等

1. 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成19年度末 (平成20年3月31日現在)	平成20年度末 (平成21年3月31日現在)	科 目	平成19年度末 (平成20年3月31日現在)	平成20年度末 (平成21年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
現金及び預貯金	2,328	1,354	保険契約準備金	1	354
預貯金	2,328	1,354	支払備金	0	50
有形固定資産	48	25	責任準備金	1	304
建物	11	12	その他負債	76	717
その他の有形固定資産	36	12	再保険借	2	295
無形固定資産	9	197	未払法人税等	0	3
ソフトウェア	9	64	預り金	0	0
その他の無形固定資産	—	132	未払金	65	260
その他資産	237	1,846	仮受金	8	157
再保険貸	—	98	繰延税金負債	14	59
未収金	14	340	負債の部合計	93	1,131
預託金	34	53	純資産の部		
仮払金	6	31	資本金	1,550	1,550
保険業法第113条繰延資産	182	1,323	資本剰余金	1,450	1,450
その他の資産	0	0	資本準備金	1,450	1,450
			利益剰余金	△ 469	△ 707
			その他利益剰余金	△ 469	△ 707
			繰越利益剰余金	△ 469	△ 707
			株主資本合計	2,530	2,292
			純資産の部合計	2,530	2,292
資産の部合計	2,624	3,424	負債及び純資産の部合計	2,624	3,424

(貸借対照表の注記)

01. 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。
02. 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
03. 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
これによる損益に与える影響はありません。
04. 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。
05. 有形固定資産の減価償却累計額は22百万円であります。
06. 関係会社に対する金銭債権の総額は152百万円、金銭債務の総額は370百万円であります。
07. 繰延税金資産の総額は710百万円、繰延税金負債の総額は478百万円であります。
また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は291百万円であります。
繰延税金資産の主な原因別の内訳は税務上の繰越欠損金690百万円であります。
繰延税金負債の原因は保険業法第113条繰延資産であります。
08. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------------|---------|
| 支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く） | 162 百万円 |
| 同上に係る出再支払備金 | 113 百万円 |
| 差引（イ） | 48 百万円 |
| 自動車損害賠償責任保険に係る支払備金（ロ） | 1 百万円 |
| 計（イ＋ロ） | 50 百万円 |
- (2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|---------------------|---------|
| 普通責任準備金（出再責任準備金控除前） | 923 百万円 |
| 同上に係る出再責任準備金 | 646 百万円 |
| 差引（イ） | 276 百万円 |
| その他の責任準備金（ロ） | 27 百万円 |
| 計（イ＋ロ） | 304 百万円 |
09. 1株当たり純資産額は38,206円6銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計額は2,292百万円、普通株式の期末株式数は60千株であります。
10. 保険業法第113条繰延資産の償却は定款の規定に基づき行っております。
11. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
12. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

V 直近の2事業年度における財産の状況

2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成19年度 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)	平成20年度 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)
経常収益	7	433
保険引受収益	1	428
正味収入保険料	1	428
資産運用収益	5	4
利息及び配当金収入	5	4
その他経常収益	0	0
経常費用	343	598
保険引受費用	15	340
正味支払保険金	－	75
損害調査費	15	119
諸手数料及び集金費	△ 1	△ 207
支払備金繰入額	0	49
責任準備金繰入額	1	302
営業費及び一般管理費	508	1,399
その他経常費用	21	165
保険業法第113条繰延資産償却費	20	165
その他の経常費用	0	－
保険業法第113条繰延額	△ 202	△ 1,305
経常損失	335	165
特別損失	－	26
固定資産処分損	－	3
減損損失	－	23
税引前当期純損失	335	192
法人税及び住民税	1	1
法人税等調整額	14	45
法人税等合計		46
当期純損失	351	238

(損益計算書の注記)

01. 関係会社との取引による収益の総額は△965百万円、費用の総額は126百万円であります。

02. (1) 正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	1,394 百万円
支払再保険料	965 百万円
差引	428 百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料	37 百万円
出再保険手数料	245 百万円
差引	△ 207 百万円

(5) 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	917 百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	642 百万円
差引(イ)	275 百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	27 百万円
計(イ) + (ロ)	302 百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	250 百万円
回収再保険金	175 百万円
差引	75 百万円

(4) 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	162 百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	113 百万円
差引(イ)	48 百万円
自動車損害賠償責任保険に係る 支払備金繰入額(ロ)	1 百万円
計(イ) + (ロ)	49 百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は預貯金利息であります。

03. 1株当たり当期純損失の額は3,976円75銭であります。算定上の基礎である当期純損失は238百万円でありその全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は60千株であります。
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

04. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等 (単位: 百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	SBIホールディングス株式会社	(被所有) 直接 61.6%	役員・従業員の出向元 事業所の貸主	広告宣伝費等	299	未払金	47
その他の 関係会社	あいおい損害保険株式会社	(被所有) 直接 33.4%	従業員の出向元 事業所の貸主 再保険取引	出再保険料	965	再保険借	396
				出再保険手数料	245	再保険借	△ 100
				出再保険金	175	再保険貸	98

(2) 子法人等及び関連法人等 (単位: 百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
その他の 関係会社	あいおい損保CSデスク株式会社	なし	業務委託先	業務委託費	343	未払金	32

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
(1) 取引金額及び当会計期末残高には消費税等が含まれております。なお預託金には消費税等は含まれておりません。
(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等
・不動産賃借については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定された家主に支払う賃借料及び敷金金額を基礎として、当社使用割合に応じて決定しております。
・サービスの提供については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

05. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

V 直近の2事業年度における財産の状況

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成 19 年度	平成 20 年度
		(平成19年4月1日～平成20年3月31日)	(平成20年4月1日～平成21年3月31日)
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益（△は当期純損失）		△ 335	△ 192
減価償却費		41	192
支払備金の増加額		0	23
責任準備金の増加額		1	49
退職給付引当金の増加額		－	－
賞与引当金の増加額		－	－
価格変動準備金の増加額		－	－
利息及び配当金収入		△ 5	△ 4
有形固定資産関係損益		0	3
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増加額		△ 220	△ 1,746
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増加額		52	569
その他		－	－
小 計		△ 464	△ 801
利息及び配当金の受取額		5	4
法人税等の支払額		△ 1	0
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 461	△ 797
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		－	－
有価証券の売却・償還による収入		－	－
Ⅱ① 小 計		－	－
(Ⅰ＋Ⅱ①)		△ 461	△ 797
有形固定資産の取得による支出		△ 63	△ 10
無形固定資産の取得による支出		△ 11	△ 146
その他		△ 20	△ 19
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 94	△ 176
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入			
財務活動によるキャッシュ・フロー		－	－
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額			
		－	－
Ⅴ 現金及び現金同等物の増加額		△ 555	△ 974
Ⅵ 現金及び現金同等物期首残高		2,884	2,328
Ⅶ 現金及び現金同等物期末残高		2,328	1,354

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

01. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

現金及び預貯金	1,354 百万円
---------	-----------

02. 重要な非資金取引の内容

非資金取引について記載すべき重要なものはありません。

03. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 損失処理の状況及び諸指標

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度		平成 19 年度	平成 20 年度
当期末処理損失		351	238
損失処理額		－	－
次期繰越損失		351	238
利益金に関する 諸指標	一株当たり配当額	－円－銭	－円－銭
	一株当たり当期純損失	5,864 円 49 銭	3,976 円 75 銭
	配当性向	－ %	－ %

(注) 1 株当たり当期純損失は「当期純損失÷期中平均株数」により算出しております。

5. 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	平成 19 年度	平成 20 年度		平成 19 年度	平成 20 年度
株主資本			利益剰余金合計		
資本金			前期末残高	△ 117	△ 469
前期末残高	1,550	1,550	当期変動額		
当期変動額	－	－	当期純損失	351	238
当期末残高	1,550	1,550	当期変動額合計	△ 351	△ 238
資本剰余金			当期末残高	△ 469	△ 707
資本準備金			株主資本合計		
前期末残高	1,450	1,450	前期末残高	2,882	2,530
当期変動額	－	－	当期変動額		
当期末残高	1,450	1,450	当期純損失	351	238
資本剰余金合計			当期変動額合計	△ 351	△ 238
前期末残高	1,450	1,450	当期末残高	2,530	2,292
当期変動額	－	－	純資産合計		
当期末残高	1,450	1,450	前期末残高	2,882	2,530
利益剰余金			当期変動額		
その他利益剰余金			当期純損失	351	238
繰越利益剰余金			当期変動額合計	△ 351	△ 238
前期末残高	△ 117	△ 469	当期末残高	2,530	2,292
当期変動額					
当期純損失	351	238			
当期変動額合計	△ 351	△ 238			
当期末残高	△ 469	△ 707			

右表へ続く▶

(株主資本等変動計算書の注記)

01. 発行済株式の種類および総数

(単位：千株)

種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	60	－	－	60

02. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

V 直近の2事業年度における財産の状況

2 リスク管理債権

1. 破綻先債権	該当ありません。
2. 延滞債権	該当ありません。
3. 3 ヶ月以上延滞債権	該当ありません。
4. 貸付条件緩和債権	該当ありません。

3 債務者区分に基づいて区分された債権

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	該当ありません。
2. 危険債権	該当ありません。
3. 要管理債権	該当ありません。
4. 正常債権	該当ありません。

4 ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)		
項 目	平成19年度末	平成20年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	2,348	982
資本金又は基金等 (社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を除く)	2,348	969
価格変動準備金	－	－
危険準備金	－	－
異常危険準備金	0	13
一般貸倒引当金	－	－
その他有価証券の評価差額×90％(評価損の場合は100％)	－	－
土地の含み損益×85％(評価損の場合は100％)	－	－
払戻積立金超過額	－	－
負債性資本調達手段等	－	－
意図的保有による控除額	－	－
その他	－	－
(B) リスクの合計額 $[\sqrt{\{(R_1+R_6)^2+(R_2+R_3)^2\}}+R_4+R_5]$	24	33
一般保険リスク (R ₁)	0	17
第三分野保険の保険リスク (R ₆)	－	－
予定利率リスク (R ₂)	－	－
資産運用リスク (R ₃)	23	24
経営管理リスク (R ₄)	0	1
巨大災害リスク (R ₅)	0	2
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/\{(B) \times 1/2\}] \times 100$	19,533.5%	5,893.0%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

【ソルベンシー・マージン比率】

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

【通常の予測を超える危険】次の①～⑤の危険の総額

- ① 保険引受上の危険（一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク）
：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
- ② 予定利率上の危険（予定利率リスク）
：積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③ 資産運用上の危険（資産運用リスク）
：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④ 経営管理上の危険（経営管理リスク）
：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①－③および⑤以外のもの
- ⑤ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）
：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

【損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力】

損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200％以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

5 時価情報等

1. 有価証券	該当ありません。
2. 金銭の信託	該当ありません。
3. デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）	該当ありません。
4. 保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引	該当ありません。
5. 先物外国為替取引	該当ありません。
6. 有価証券関連デリバティブ取引（（7）に掲げるものを除く。）	該当ありません。
7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、 外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引	該当ありません。

6 監査法人による監査の状況

当社は、「会社法」第436条第2項第1号の規定に基づき、SBI損害保険株式会社の貸借対照表、損益計算書、および株主資本等変動計算書ならびにその附属明細書について、監査法人トーマツの監査を受けております。（なお、監査法人トーマツは平成21年7月1日付で有限責任監査法人トーマツに種類の変更をしております。）

確 認 書

平成 21 年 5 月 26 日

SBI 損害保険株式会社
代表取締役社長
城戸 博雅

私は、当社の平成 20 年度の財務諸表に記載された事項が適正であり、当該財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを以下のとおり確認しております。

記

当社は、財務諸表の作成に当たり、体制の構築と、有効に機能する環境を整備しており、以下のとおり適正に機能していることを確認いたしました。

- ① 財務諸表の作成に当たって、業務分担と所管部署が明確化されており、各所管部署において適切に業務を遂行する体制が整備されていること。
- ② 内部監査部門により、各所管部署における業務を遂行する体制の適切性・有効性が検証され、重要な事項については、経営者へ報告される体制が整備されていること。
- ③ 会計監査人の監査を受け、監査対象となる会計部分の記載内容に関し重要な指摘事項がないこと。
- ④ 当社の重要な情報が、取締役会等へ適切に付議・報告されていること。

以上

主な損害保険用語の解説(五十音順)

か行

- 【価格変動準備金】保有する株式・債券などの価格変動による損失に備えるために、保険会社が資産の一定割合を決算期末に積み立てる準備金のことを行います。
- 【過失相殺】損害賠償額を双方の過失に応じて相殺し、負担することをいいます。
- 【強制保険】法令により加入を義務付けられている保険をいいます。自動車を所有している方の場合には自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)がこれに当たります。
- 【契約の解約・解除】解約とは、お客さまからの申し出により、保険契約を途中で終了させることをいいます。解除とは、保険会社とお客さまとの間で締結された保険契約を将来に向かって無い状態にすることをいいます。
- 【契約の失効】保険契約をした後、法令、普通保険約款または特約の規定によって、ご契約者の意思表示無しに保険契約が効力を失うことをいいます。
- 【告知義務】ご契約時に保険会社に重要な事実を申し出いただく義務のことをいいます。

さ行

- 【再保険】保険会社が引き受けた保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分をほかの保険会社に転嫁することをいいます。
- 【再保険料】保険会社が締結する再保険契約に基づき、ほかの保険会社に支払う保険料のことをいいます。
- 【事業費】保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称していいます。
- 【支払備金】決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金の支払いのために積み立てる準備金のことを行います。
- 【責任準備金】将来生じうる保険金の支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金のことを行います。
- 【全損】事故のお車を修理することができない場合または修理費が車両時価額を超えるような場合のことをいいます。
- 【(損害)てん補】保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害保険用語の解説

【損害保険契約者保護機構】
損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約者などを保護し、保険業に対する信頼性を維持することを目的として、保険業法に基づき設立された法人です。ここには、日本国内で損害保険業を営む免許を受けた損害保険会社がすべて加入しており、加入損害保険会社の補償対象契約の保険契約者などが補償の対象となります。
【損害保険料率算出機構】
「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく料率算定団体であり、平成14年7月に、損害保険料率算定会（昭和23年設立）と自動車保険料率算定会（昭和39年設立）が、統合し設立された法人です。火災保険、傷害保険、自動車保険等の参考純率、自動車損害賠償責任保険、および地震保険の基準料率の算出を主要な業務としています。
【損害率】
収入保険料に対する支払保険金の割合のことをいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。

た行

【大数の法則】
サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。
【超過保険・一部保険】
保険金額（ご契約金額）が保険の対象とした物の実際の価額（保険価額）を超過する保険のことを超過保険といいます。超過保険の超過部分は無効となります。逆に実際の価額よりも保険金額が少ない保険を一部保険といいます。この場合には、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。
【通知義務】
保険始期日以降に契約内容に変更が生じた場合、変更内容について保険会社へお客さまからご連絡（通知）いただく義務のことをいいます。

は行

【被保険者】
保険の補償の対象となる方のことをいいます。自動車保険の場合は、補償の種類や特約によって被保険者が異なる場合があります。契約者と被保険者は必ずしも同一とは限りませんのでご注意ください。
【被保険利益】
ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするため、その契約が有効に成立するには、被保険利益の存在が前提となります。
【比例てん補】
保険金額が保険価額（保険の対象とした物の実際の価額）を下回っている一部保険の場合には、その不足する割合に応じて保険金を削減して支払うことをいいます。
【分損】
部分的損害のことで、全損に至らない損害をいいます。
【保険価額】
車両保険などの物に対してかける保険に関して、保険事故の発生により、被保険者が被る可能性のある損害の最高限度額をいいます。保険によって時価額または再調達価額のいずれかを基準として保険価額を評価します。

【保険期間】
契約期間のことをいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときに生じた損害または傷害については保険金をお支払いしません。
【保険金】
保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払うお金のことをいいます。
【保険金額】
契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。
【保険契約者】
保険会社と保険契約を締結する方で、保険料を負担する方をいいます。

【保険契約準備金】
保険契約に基づく保険金の支払責任を果たすために、保険会社が決算期末に積み立てる準備金のことをいい、支払備金、責任準備金があります。
【保険事故】
保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。
【保険の目的】
保険をつける対象のことをいいます。自動車保険の場合は自動車がこれにあたります。

【保険約款（普通保険約款・特約）】
保険契約の内容を定めたものをいいます。保険約款には、原則的な事項を定めた普通保険約款と、普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する特約とがあります。普通保険約款の記載事項と特約の記載事項が重なっている場合には、特約の内容が優先して適用されます。
【保険料】
被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が保険会社に支払うお金のことをいいます。

【保険料即収の原則】
保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則のことをいいます。

ま行

【免責条項】
保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。
【元受保険料】
保険会社が保険契約者から直接引き受けた保険契約を元受契約といい、その契約によって領収する保険料のことをいいます。



SBI損害保険 株式会社

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー18F 〒106-6018

TEL 03-6229-0060 (代表)

www.sbisonpo.co.jp